

第2期川西町子ども・子育て支援事業計画

(案)

令和元年 12 月

川西町



## はじめに

近年、急速に進行する少子化や女性の社会進出などにより、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。子ども・子育てをめぐる課題は複雑化、多様化しており社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような背景のもと、川西町においても、すべての子どもと家庭が安心して子育てができる環境づくりを総合的に支援するため、「川西町子ども・子育て支援事業計画」を継承する形で、「第2期川西町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この計画は、私の掲げる四つの活力プランの1つである、「子どもや子育てしている人にとってやさしいまちづくり」を実現するための当町の子育て支援施策の重要な基本方針となるものです。

子どもたちの笑顔であふれるまちを目指し、家庭、学校、地域、企業、そして行政がそれぞれの役割を果たし、連携、協働しながら、町民の皆様とともにこの計画で定めた取組の着実な推進に努めてまいりたいと思います。

最後に、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました、「川西町子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、「第2期川西町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」、「子ども・子育て支援事業計画に対するパブリックコメント」などにご協力いただきました町民の皆様には心から厚くお礼を申し上げます。

今後とも町民の皆様には、川西町の子育て支援行政、福祉行政の推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月

川西町長 竹村 匡正

### 川西町の魅力を高める「四つの活力プラン」

- 子どもや子育てしている人にとってやさしいまちづくり
- 人・企業にとって魅力あるまちづくり
- 安心して暮らせるまちづくり
- 住民参加で開かれたまちづくり



# 目次

---

第1章 計画策定に当たって.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	1
3. 計画の期間.....	1
4. 計画の対象.....	2
5. 住民の意見の反映と情報公開.....	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況.....	3
1. 近年の人口の推移と割合.....	3
2. 人口構造.....	4
3. 出生の状況.....	5
4. 自然動態と社会動態.....	6
5. 婚姻の状況.....	7
6. 子どものいる世帯の状況.....	8
7. 女性の就労状況.....	10
8. 人口の推計.....	11
9. 子どもの人口推計.....	12
第3章 教育・保育事業、子育て支援サービスなどの状況.....	14
1. 幼児教育・保育サービスの状況.....	14
2. 川西町版ネウボラ（子育て世代包括支援センター）について.....	16
3. 学童保育所の状況.....	18
4. 小・中学校の状況.....	20
5. 健診・相談事業の状況.....	21
6. 経済的支援の状況.....	22
第4章 ニーズ調査結果について.....	23
1. 調査概要.....	23
2. 結果概要.....	24
第5章 基本理念と施策体系.....	40
1. 計画の基本理念.....	40
2. 計画の基本目標.....	41
3. 施策体系.....	44

第6章 施策の展開	45
1. 地域の子育て支援の充実	45
2. 教育環境の充実	50
3. 子どもの健やかな成長を見守りはぐくむ地域づくり	53
4. 子育て環境の整備	57
5. 子育てを支える施策の充実	59
第7章 量の見込みと確保方策	64
1. 教育・保育及び子育て支援サービスの提供区域	64
2. 教育・保育事業の量の見込みと確保方策	64
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	67
第8章 計画の推進体制	76
1. 子ども・子育て会議の開催	76
2. 庁内体制の整備	76
3. 地域における取り組みや活動の連携	76
4. PDCAサイクルによる検証	76
資 料	77
1. 川西町子ども・子育て会議条例	77
2. 川西町子ども・子育て会議 委員名簿	79
3. 計画策定の経緯	80

## 1. 計画策定の趣旨

川西町では現在、「川西町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「現行計画」）を策定し、教育・保育事業の量を定めるとともに、乳幼児から小学生を中心とした子育て支援体制の整備と子育て家庭への様々な施策を展開しています。

しかし、近年の少子化の進行に加え、共働き世帯や核家族の増加に伴い、家庭や地域における子育てをめぐる環境は厳しさを増す一方であり、町として、子育て家庭への支援を一層強化することが求められる現状となっています。また、今後は、幼児教育・保育の無償化や働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、親がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者目線での子育て支援が重要となります。

このような状況を踏まえ、教育・保育事業の量と質及び子育て支援事業の充実を大切な視点とするとともに、町の子どもとその親が幸せに生き続けることができるよう、現行計画の理念を引き継いだ「第2期川西町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」）を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と「母子保健計画について」（平成26年6月17日雇児発0617第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子保健計画として位置づけ、第3次総合計画などの上位計画や関連計画と整合性のとれた内容とします。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援行動計画については、義務策定から任意策定に変更されていますが、すべての子どもと子育て家庭を対象として、川西町が推進する子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定める観点から、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定します。

## 3. 計画の期間

本計画は、令和2（2020）年度を初年度とする令和6（2024）年度までの5か年とします。

なお、今後の国及び町を取り巻く社会状況の変化に対応するために、計画期間中であっても子ども・子育て会議などでの審議を経て、必要な見直しを行っていくこととします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
川西町子ども・子育て支援事業計画					第2期川西町子ども・子育て支援事業計画				

## 4. 計画の対象

本計画における「子ども」とは、乳幼児から概ね18歳までの児童生徒とし、町内のすべての子どもと子育て家庭を対象とします。

## 5. 住民の意見の反映と情報公開

本計画は町民の意見の反映と策定過程の情報公開のため、次の点を踏まえて策定しました。

### (1) 「ニーズ調査」の実施

本計画の策定に必要な基礎資料を得るため、小学校6年生以下の児童を扶養している世帯を対象として「子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。調査結果は、本計画の策定及び今後の子育て支援施策などを立案するための基礎資料として利用しました。

### (2) 「子ども・子育て会議」の開催

子ども・子育て会議とは、関係機関や各種団体の代表などで構成されており、関係者が子ども・子育て支援に関する施策やプロセスなどに直接かかわることができる仕組みです。このたびの計画策定にあたり、子ども・子育て会議において、第2期計画策定に関する協議・検討を行いました。

### (3) パブリックコメントの実施

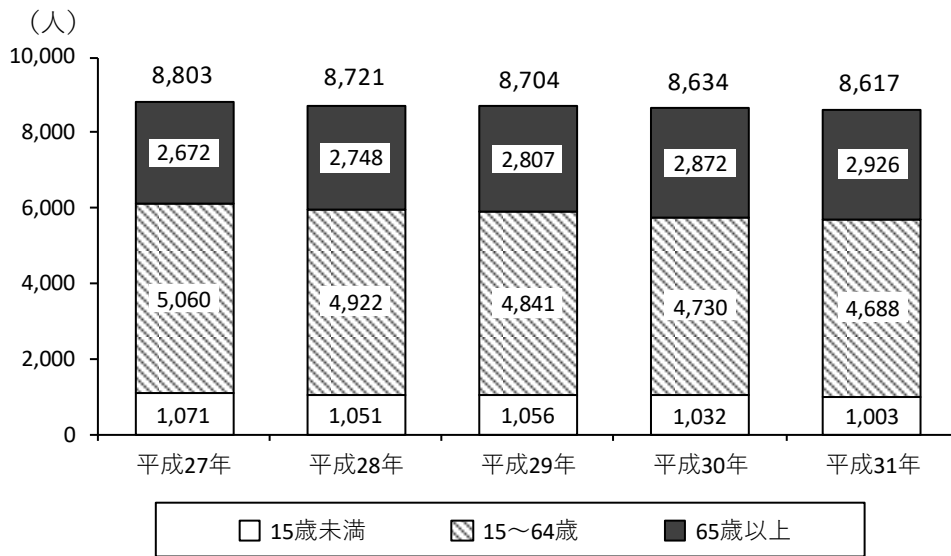
計画案をホームページなどで公表するパブリックコメント（住民からの意見の公募）を実施し、広く情報公開するとともに、お寄せいただいた町民の意見や要望を計画へ反映するように努めました。



## 1. 近年の人口の推移と割合

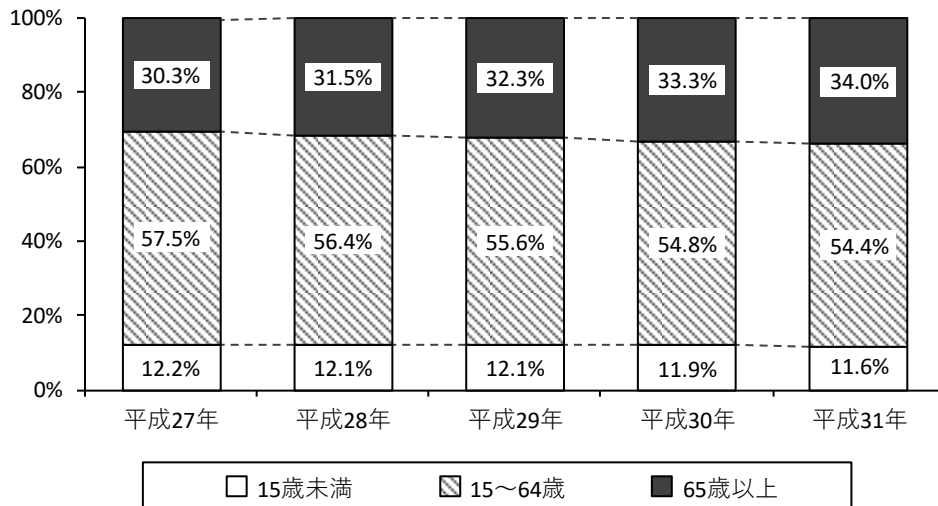
老年人口（65歳以上）の増加と、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の減少による高齢化が進んでいます。

◆人口の推移◆



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

◆人口の割合◆

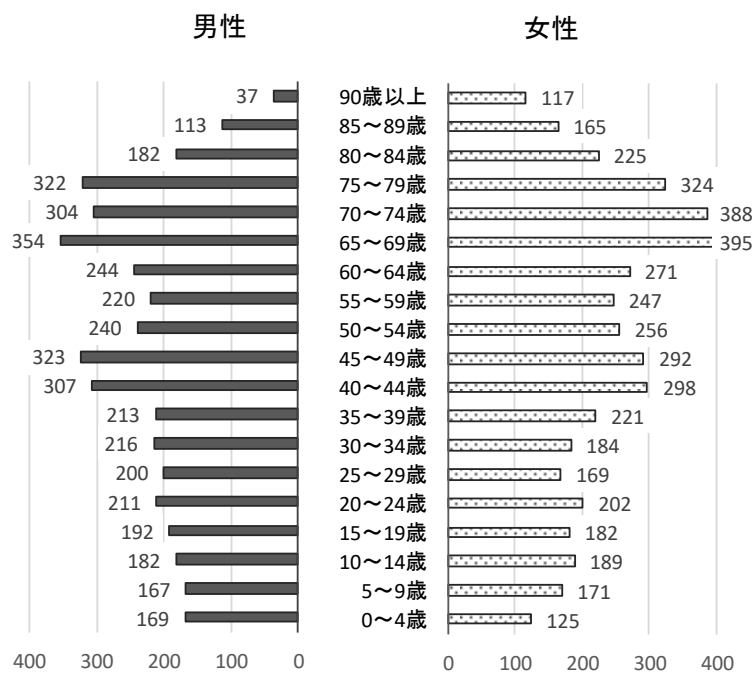


資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

## 2. 人口構造

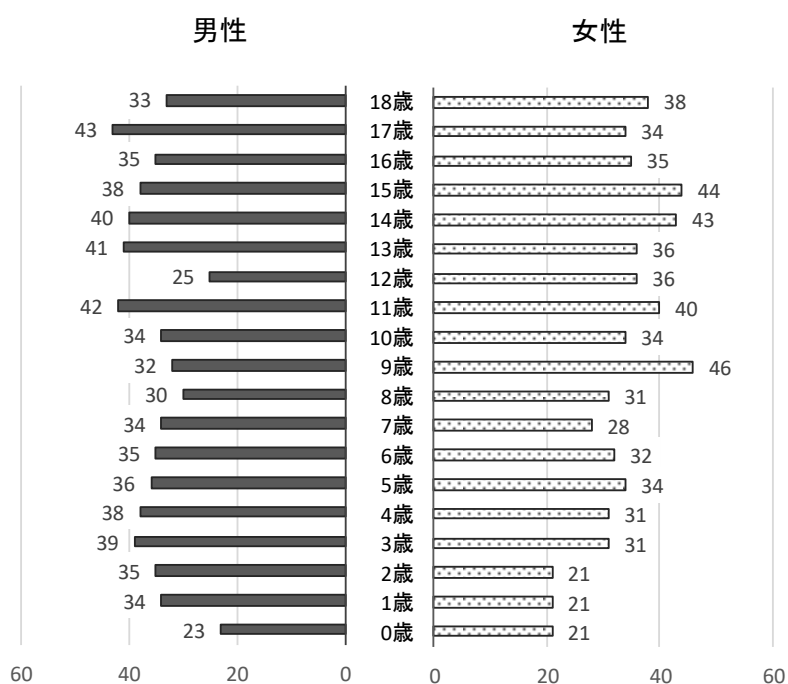
全体では、65～79歳と40～49歳が多く、40歳未満では年齢が下がるほど人口が少ない傾向にあります。また、18歳以下の1歳階級でみると、年齢ごとに増減はあるものの横ばいまたは減少傾向にあることがうかがえます。

### ◆人口ピラミッド（5歳階級別）◆



資料：住民基本台帳（平成31年4月1日時点）

### ◆人口ピラミッド（18歳以下の1歳階級別）◆

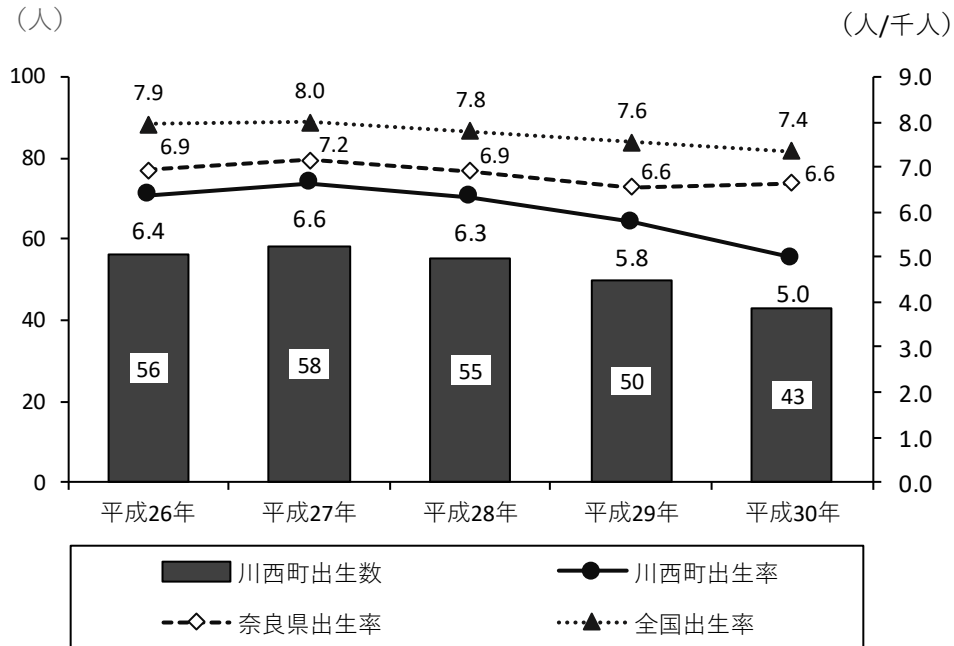


資料：住民基本台帳（平成31年4月1日時点）

### 3. 出生の状況

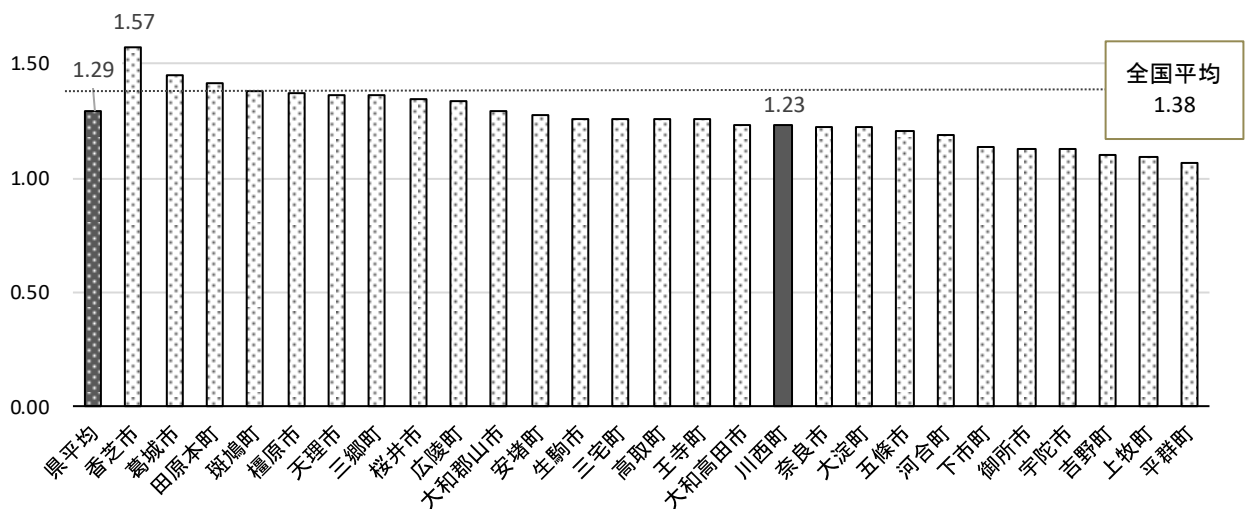
出生数・出生率ともに減少傾向にあり、出生率は全国及び県と比べて低い値で推移しています。また、合計特殊出生率をみると、川西町は全国及び県と比べて低くなっています。

#### ◆出生数と出生率◆



資料：住民基本台帳

#### ◆合計特殊出生率（県内市町比較）◆

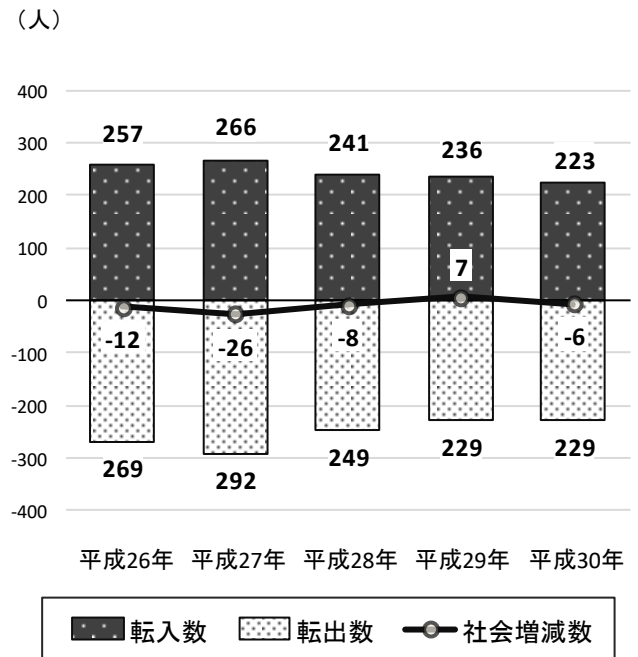
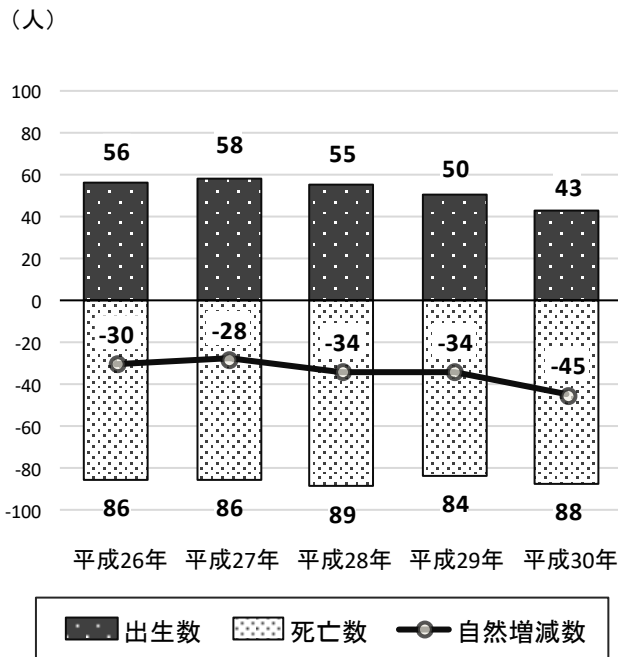


資料：人口動態統計特殊報告（H20～H24の値）

## 4. 自然動態と社会動態

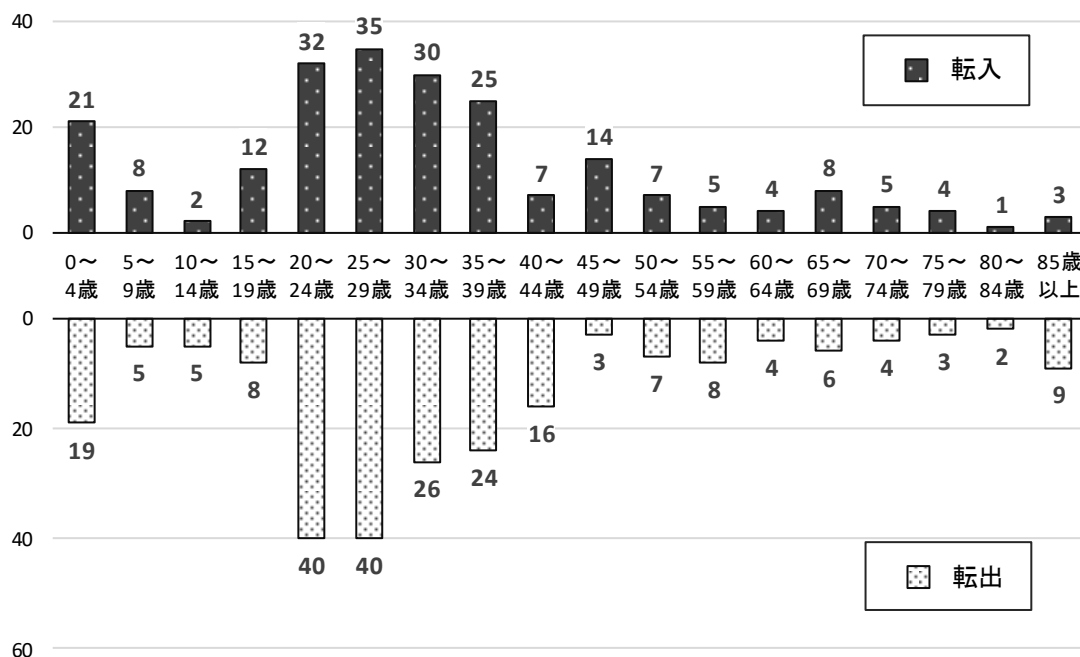
自然動態（出生数と死亡数の差）は減少で推移しており、その要因として出生数の減少と高齢化による死亡数の増加が考えられます。社会動態（転出数と転入数の差）は概ね拮抗して推移しており、5歳階級別の転入と転出をみても、どの年齢もほぼ均衡がとれた状態となっています。

### ◆自然動態と社会動態◆



資料：住民基本台帳

### ◆転入と転出の比較（5歳階級別）◆

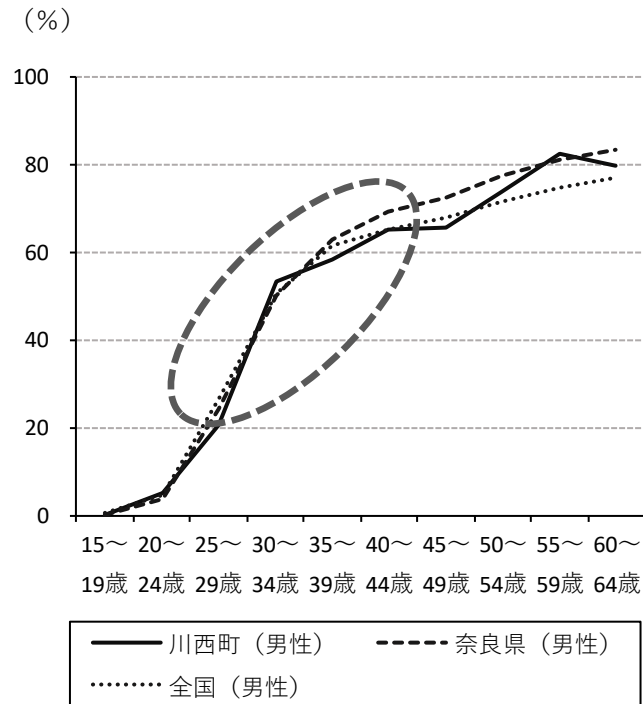


資料：住民基本台帳人口移動報告（平成30年）

## 5. 婚姻の状況

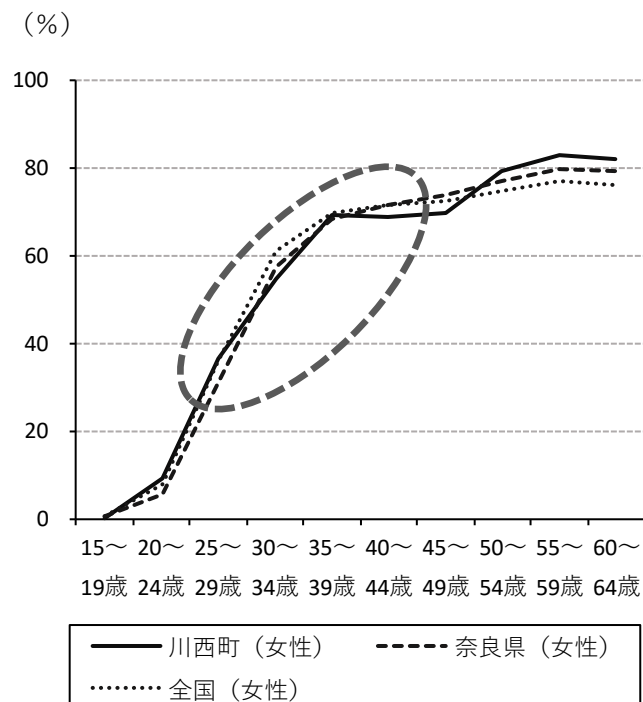
婚姻の状況を示す有配偶率について、子育て世代と言える25～44歳でみると、全国及び県と比べて、男性では35歳以上でやや低く、女性ではほぼ同じになっています。

### ◆有配偶率（男性）◆



資料：国勢調査（平成27年）

### ◆有配偶率（女性）◆

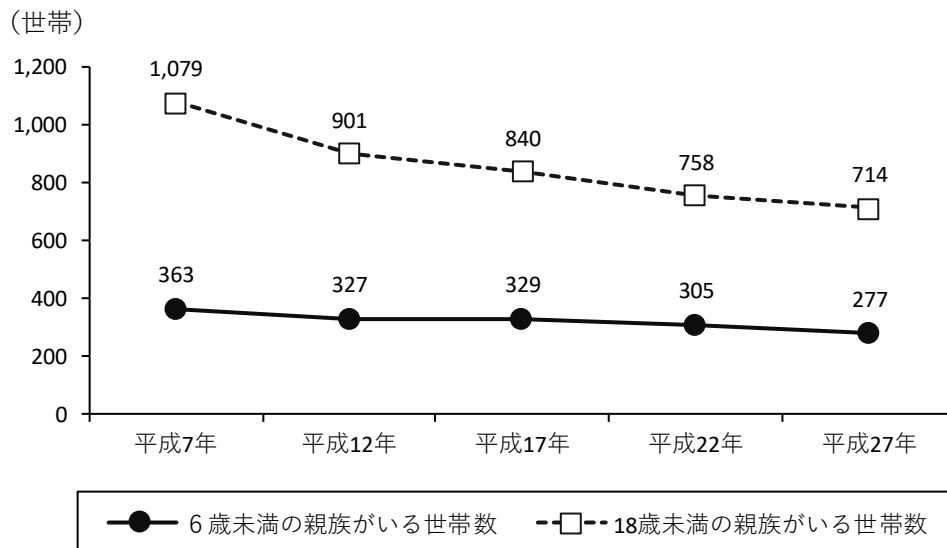


資料：国勢調査（平成27年）

## 6. 子どものいる世帯の状況

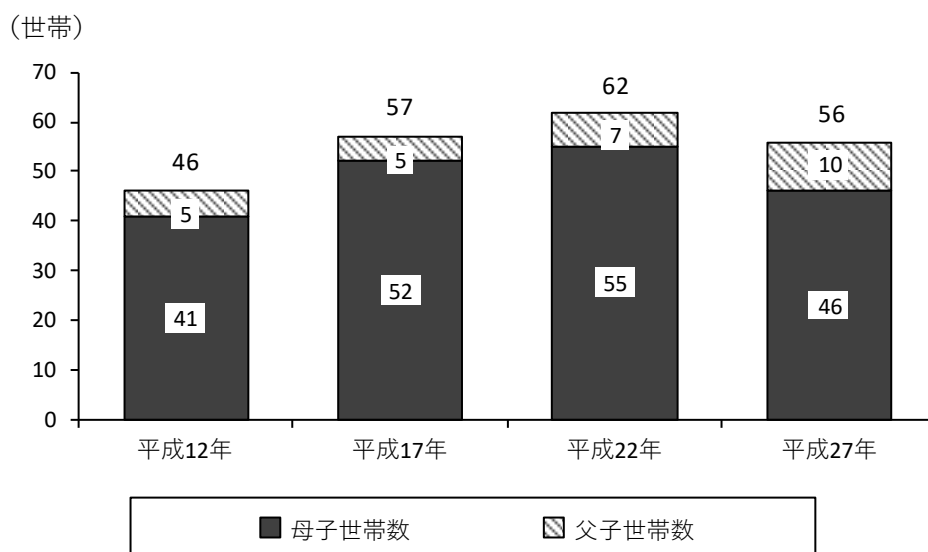
子どものいる世帯数は、減少傾向にあります。また、ひとり親世帯数は、平成27年には減少に転じました。

### ◆子どものいる世帯数◆



資料：国勢調査

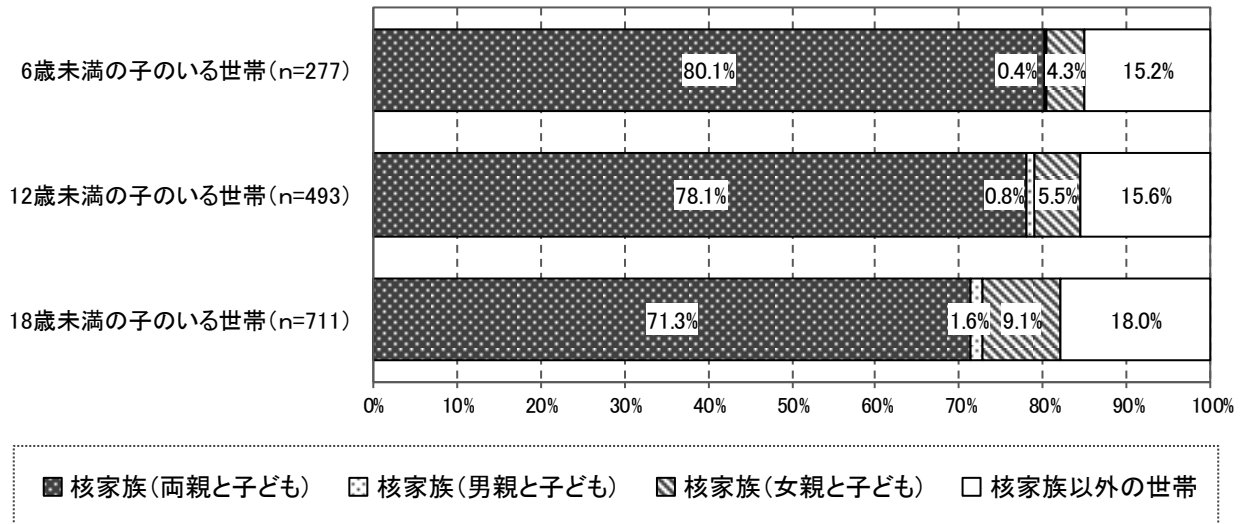
### ◆ひとり親世帯数◆



資料：国勢調査

子どものいる世帯の家族形態をみると、8割以上が核家族となっています。また、6歳未満の子のいる世帯では4.7%、18歳未満の子のいる世帯では10.6%がひとり親世帯となっています。

◆子どものいる世帯の家族形態◆

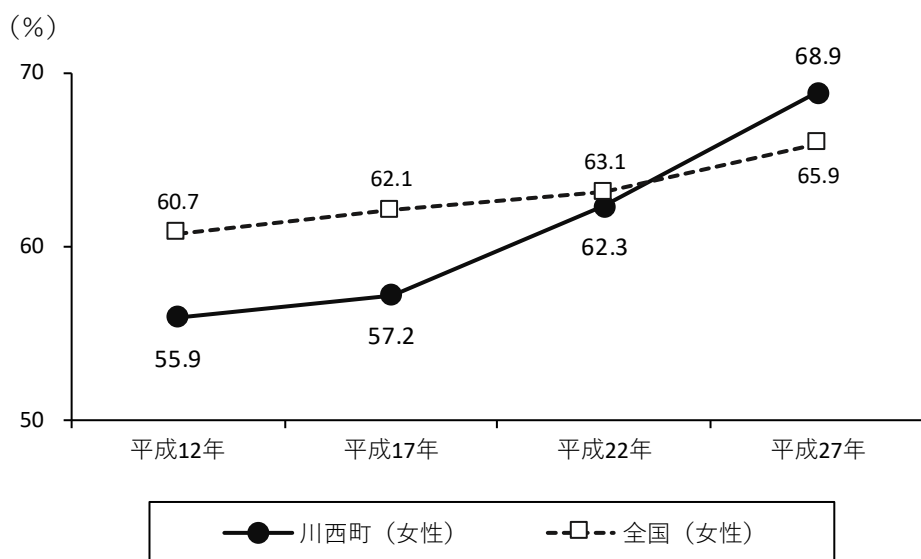


資料：国勢調査（平成27年）

## 7. 女性の就労状況

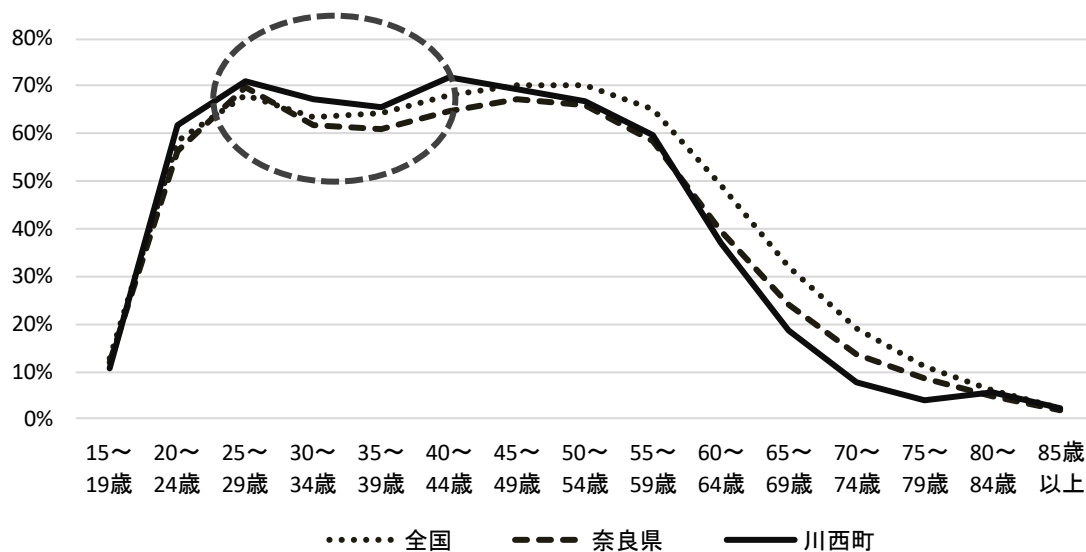
子育て世代（25～44歳）の就業率をみると、近年は増加傾向で平成27年には全国平均を超えました。また、女性の就業率を年齢別にみると、全国及び県と比較して、女性の就業率は20～40歳代で高くなっています。ただし、30歳代では、出産や育児に伴う離職などにより就業率が下がる、いわゆる「M字カーブ」が見えることから、仕事をしながら子育てしやすい環境づくりに引き続き取り組んでいく必要があります。

### ◆就業率（女性：25～44歳）◆



資料：国勢調査

### ◆女性の就業率（5歳階級別）◆



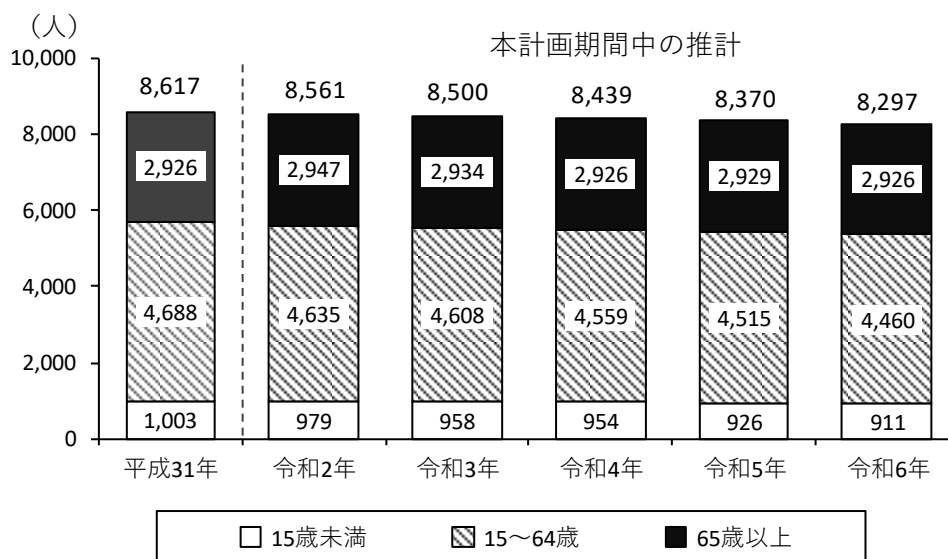
資料：国勢調査（平成27年）



## 8. 人口の推計

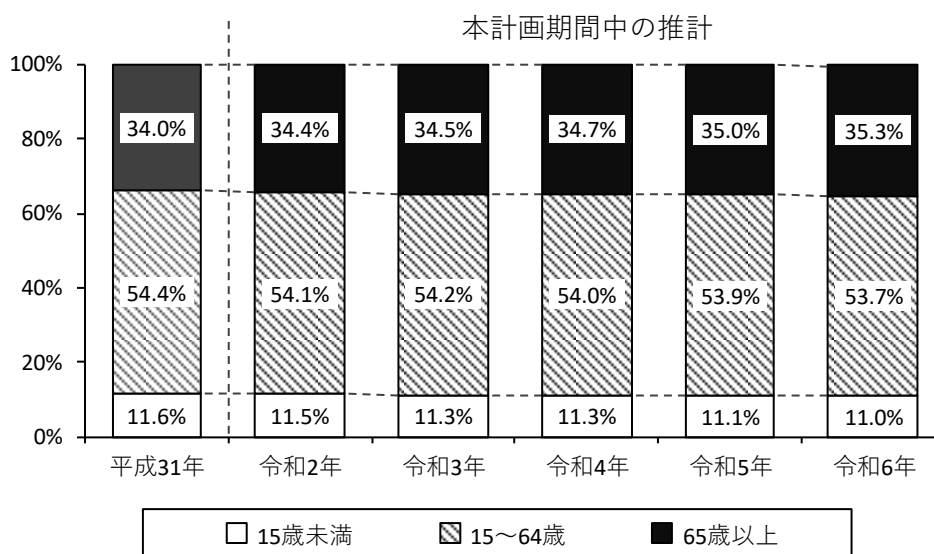
全体の人口減少は進行しますが、老年人口（65歳以上）は横ばい、生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（15歳未満）は減少で推移することが予想されています。その結果、三区分別人口の割合からもわかるように、少子高齢化は進行することが見込まれます。

### ◆人口の推移（推計）◆



資料：住民基本台帳（平成 27～31 年の各年 4 月 1 日時点）をもとに推計（コーホート変化率）

### ◆人口の割合（推計）◆



資料：住民基本台帳（平成 27～31 年の各年 4 月 1 日時点）をもとに推計（コーホート変化率）

## 9. 子どもの人口推計

本計画期間中の子どもの人口推計をみると、出生数の減少などの理由により、子どもの人口は年々減少していくことが予想されます。

### ◆子どもの人口推計◆

	実績	本計画期間中の推計				
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	44	51	50	49	48	46
1歳	55	47	54	53	52	51
2歳	56	60	51	59	58	57
3歳	70	55	59	50	58	57
4歳	69	71	56	60	51	59
5歳	70	69	71	56	60	51
就学前児童計	364	353	341	327	327	321
6歳	67	70	69	72	56	60
7歳	62	66	69	68	71	56
8歳	61	62	66	69	68	71
9歳	78	61	62	66	69	68
10歳	68	77	60	61	65	68
11歳	82	68	77	60	61	65
小学生児童計	418	404	403	396	390	388
12歳	61	83	69	78	61	62
13歳	77	61	83	69	78	61
14歳	83	78	62	84	70	79
中学生計	221	222	214	231	209	202
15歳	82	82	77	61	83	69
16歳	70	82	82	77	61	83
17歳	77	70	82	82	77	61
高校生計	229	234	241	220	221	213
合計	1,232	1,213	1,199	1,174	1,147	1,124

資料：住民基本台帳（平成27～31年の各年4月1日時点）をもとに推計（コーホート変化率）

## ◆川西町をめぐる現状◆

### 人口の推移や人口構造による視点

川西町では近年、高齢者（65歳以上）は増加する一方で、65歳未満の人口減少が進んでおり、結果として少子高齢化が進んでいます。人口構造では20歳代後半から30歳代のいわゆる子育て世代の人口が少なく、出生率も近年は国や県と比べて低く推移しており、結果として少子化を進行させています。

### 自然増減・社会増減による視点

近年、出生数の低下と高齢化による死亡数の増加から自然動態（出生数と死亡数の差）は減少で推移しているものの、社会動態（転入数と転出数の差）は横ばいで推移しています。転入と転出のバランスは年齢区分でも概ね均衡がとれていることから、これからも川西町に生まれ育った若者が川西町に留まりやすい環境整備が求められます。

### 家族構成による視点

子どものいる世帯のうち核家族の割合は8割を超えており、ひとり親世帯への支援も含めて、核家族化を認識した様々な子育て支援を行っていく必要があります。

### 婚姻や女性の就労状況による視点

婚姻の状態を示す有配偶率について子育て世代（25～44歳）で見ると、国や県と比べて、川西町では男性では35歳以上でやや低く、女性ではほぼ同じになっています。その一方で、子育て世代の女性の就業率は高まりが見られ、子育て家庭における共働き世帯の増加が見込まれることから、少子化にあっても保育ニーズの高まりを受け止められる体制づくりが必要です。

### 人口推計による視点

町全体として、人口減少・少子高齢化の流れは変わることなく、18歳未満の人口についても平成31年と本計画期間終了の令和6年を比較すると、約1割の減少が見込まれています。

人口推計は厳しい見通しではありますが、子どもの人口減少の原因は主に出生数の低下であることから、子どもを生き育てやすい環境づくりに一層取り組んでいくことが求められます。

## 1. 幼児教育・保育サービスの状況

### ■ 町内の幼稚園・保育所（園）・認定子ども園（令和元年5月1日現在）

川西町には、幼稚園1か所、保育所1か所、認定子ども園1か所があります。

名称	公立・私立	1号認定 定員（人）	2号認定 定員（人）	3号認定 定員（人）
川西幼稚園	公立	120	0	0
成和保育園	私立	0	65	45
川西こども園	私立	15	45	40
定員合計		135	110	85

### ■ 認可保育所（園）・認定子ども園の状況（各年4月1日現在）

#### ① 1号認定（3～5歳／幼稚園・認定子ども園の幼稚園機能を利用）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
設置数（か所）	1	1	2	2	2
公立	1	1	1	1	1
私立	0	0	1	1	1
定員数（人）	120	120	135	135	135
公立	120	120	120	120	120
私立	0	0	15	15	15
入所児童数（人）	100	87	108	108	115
公立	100	87	108	105	107
私立	0	0	0	3	8

② 2号認定（3～5歳／保育所（園）または認定子ども園の保育所機能を利用）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
設置数（か所）	1	1	2	2	2
公立	0	0	0	0	0
私立	1	1	2	2	2
定員数（人）	85	85	110	110	110
公立	0	0	0	0	0
私立	85	85	110	110	110
入所児童数（人）	98	94	90	93	95
公立	11	10	3	4	2
私立	87	84	87	89	93

※入所児童数には、町外の施設に通園（通所）する児童も含まれています。

③ 3号認定（0～2歳／保育所（園）または認定子ども園の保育所機能を利用）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
設置数（か所）	1	1	2	2	2
公立	0	0	0	0	0
私立	1	1	2	2	2
定員数（人）	45	45	85	85	85
公立	0	0	0	0	0
私立	45	45	85	85	85
入所児童数（人）	54	44	64	64	70
公立	6	1	2	4	3
私立	48	43	62	60	67

※入所児童数には、町外の施設に通園（通所）する児童も含まれています。

## 2. 川西町版ネウボラ（子育て世代包括支援センター）について

「ネウボラ」は、福祉大国であるフィンランドの子育て支援の制度のことです。ネウボラには「アドバイスを受ける場所」という意味があります。妊娠から子育てにおける様々な助言・支援などのサービスを受けられる制度です。

川西町では、平成28年9月より、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援とワンストップの窓口体制を整えるために川西町版ネウボラ（子育て世代包括支援センター）を子育て支援センター及び保健センターに開設しました。

この川西町版ネウボラ（子育て世代包括支援センター）の開設により、母子保健サービス分野と子育てサービス分野が協働で子育て世代をサポートする仕組みができました。

### 【川西町版ネウボラ取組にかかる経緯】

- <H27. 10. 22> 町長よりネウボラについての研究の指示
- <H28 年度取組方針決定> 健康福祉課内（保健センターと子育て支援センター）学習会開始
- <H28 年度予算確保> 予算確保及び補助金申請  
人員確保、設備改修（相談室：ネウボラルーム設置等）
- <H28 年 9 月から開始> 子育て世代包括支援センターの設置

### 【取組内容（平成30年度実績）】

#### 《母子保健型の主な取組》

- ・○母子健康手帳の交付 53 件  
妊娠届出時には、保健師が面談を行い妊婦の様子や生活背景を把握するとともに、妊娠期ケアプランをもとに、これからの支援についての説明を行なっている。
- ・○妊婦訪問事業 35 人（平成28年10月より実施）  
全戸の妊婦訪問を助産師と保健師で実施し、子育て支援ハンドブックで川西町の子育て支援の説明、オリジナル啓発物品プレゼント、相談を行ないながら状況把握をおこなっている。
- 赤ちゃん訪問 40 人
- ・ 母乳相談費用助成事業 6 人（オリジナルな取組）
- ・○1歳バースデイ訪問 7 件  
赤ちゃん訪問は助産師と保健師で実施し、乳児期ケアプラン作成、タオルのプレゼント、相談を行ないながら状況把握。
- 1歳バースデイ訪問は特にリスクの高い家庭を訪問。
- ・○ママパパ教室 3回 27 人（内パパ12人）

- ・○離乳食教室 6回 48人
- ・○すくすくサロン 4回 37人
- ・○親子クッキング（3歳児）2回 16組 （4・5歳児）2回 18組 （小学生）3回 27組  
年齢やパパを意識した食育教室、妊娠中からの母性父性の育成から調理体験での子どもの食習慣作り。
- ・○赤ちゃん体操教室 11回 延 117人

## 《基本型の主な取組》

### ○子育て世帯を意識した情報発信

子育て支援センターの事業は写真を広報に掲載、フェイスブック・アプリ・フリーペーパーの利用等。

### ○ひだまり交流会 2回（8月・3月）

8月のひだまり交流会・・・152名親子が参加、情報発信の場とも考えている。

流しそうめん・スイカわり・トマトすくい・ゼリーすくいを親子で楽しむ。

特徴は町長と子育て中の町職員も親子で参加し、役場と住民との距離を縮めている。またボランティアとして民生児童委員・地元の方・幼稚園の先生にも参加していただき交流。

3月のひだまり交流会・・・いろんな世代やグループの方々に参加いただき世代間交流もはかっている。

### ○子育て講座（10回）・・・様々な広場事業・わくわくりズム（親子でのリズム遊び）等

子育て支援センターでのめばえ広場へのお誘いは0歳～3歳児を中心に、特に川西町で生まれた赤ちゃんのお家には訪問して顔をみて勧誘や説明を行っている。

## 【工夫点】

### ○川西町版ネウボラを「仕組み」として整備

施設整備には費用と時間が大きくかかること、機構改革には事務上で個人情報の取扱等担当間でのルール整備などの問題も考慮し、当町の行政規模に見合った形態を採用

### ○利用者目線に立った資料作成や情報発信

Facebook・子育て情報誌への記事掲載・ホームページ・広報・個別配布チラシ等

### ○子育て世帯と行政の距離を意識した取組

訪問や交流会等

### ○職員間の情報共有とレベルアップをはかり、住民サービスの向上に還元

職員による学習会や資料作成による情報共有と、そこで作成した資料を使って住民に情報提供

### ○事業の強化やスピードを意識した新しい取組

### ○オリジナルを意識した取組

訪問時のオリジナルの啓発物品プレゼントは、住民に喜んでいただくことと職員が訪問しやすくなることを意識した。

### 3. 学童保育所の状況

#### ■ 放課後児童クラブの設置状況（令和元年5月1日現在）

放課後児童クラブとは、小学校に通う児童のうち、昼間に保護者が仕事などで家にいない子どもたちを預かり、健全な育成を担う子育て支援であり、設置数は1か所となっています。

地区	名称	利用区分	定員（人）
川西町全域	川西学童保育所	通常利用（1年を通じて毎日利用する場合）	86
		長期休暇利用（夏休み・冬休み・春休みのみ利用する場合）	15

#### ■ 学童保育所の利用状況（各年4月1日現在）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
設置数（か所）	1	1	1	1	1
利用児童数（人）	70	85	96	115	113
1年生	22	21	31	31	30
2年生	26	25	19	32	33
3年生	13	25	20	20	34
4年生	7	12	17	18	15
5年生	2	0	7	13	0
6年生	0	2	2	1	1



## ■ 川西学童保育所をめぐる取組の経緯やこれからの取組について

学童保育所に対する需要は、年々高まっており、これまでも以下のとおり利用定員、延長保育時間の延長、放課後児童支援員（学童保育所の先生）の配置人数の増員等の取組を行ってきました。

### 1. 定員の推移

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
基本定員（人）	50	50	50	70	70	86	86
長期定員（人）	—	—	—	—	—	15	15

### 2. 延長保育の制度の推移について

基本保育時間 8:30 - 18:00

年度	( 不明 ) ~ H27.3	H27.4 ~ H27.6	H27.7 ~ 現在
延長時間	8:00 - 18:30	7:30 - 19:00	7:30 - 19:00
延長保育料	月額 1,000 円	月額 1,000 円 特別延長 300 円/回で (19:00 まで延長可)	一律 1,000 円/月

### 3. 放課後児童支援員の人数の推移

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
基本人数(人)	3	3	3	3	3	4	4

### 4. 更なる需要増加への対策について

近年の学童保育所に対する需要の高まりを受け、第 2 期計画期間中に、学童保育所の受入人数を更に増員させるべく、子どもセンターの利活用、小学校余裕教室の活用、第二の学童保育所の創設など、様々な選択肢の中から最も適切な方法を模索して実現を目指します。

## 4. 小・中学校の状況

### ■ 小学校の状況（各年5月1日現在）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
学校数（校）	1	1	1	1	1
児童数（人）	444	444	418	403	411
1年生	68	76	61	60	66
2年生	83	67	77	61	60
3年生	64	83	67	75	61
4年生	72	63	80	67	75
5年生	80	73	61	80	69
6年生	77	82	72	60	80

### ■ 中学校の状況（各年5月1日現在）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
学校数（校）	1	1	1	1	1
生徒数（人）	330	332	341	344	331
1年生	107	114	119	111	99
2年生	108	109	114	119	112
3年生	105	109	108	114	120

### ■ いじめ・不登校の状況

		実績値				参考値 (8月1日時点)
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
いじめ認知件数（件）	小学生	2	1	19	90	1
	中学生	7	2	20	18	18
	合計	9	3	39	108	19
不登校児童数（人）	小学生	6	0	0	2	3
	中学生	23	20	13	11	8
	合計	29	20	13	13	11

※不登校児童生徒とは、30日以上欠席したもの（病気欠席を除く）です。

## 5. 健診・相談事業の状況

### ■ 乳幼児健康診査の状況

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
4～5 か月児 健康診査	対象者数（人）	52	58	48	52
	受診者数（人）	52	57	48	52
1歳6 か月児 健康診査	対象者数（人）	65	64	65	55
	受診者数（人）	62	63	64	53
3歳6 か月児 健康診査	対象者数（人）	58	65	74	65
	受診者数（人）	55	62	71	62

### ■ 健康相談事業の状況

役場担当課や相談窓口などで子育てに関する様々な相談事業を行っています。

		実績値			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
10 か月時相談 (年 4 回)	対象者数（人）	54	65	49	55
	相談者数（人）	53	61	48	54
乳幼児相談	対象者数（人）	38	26	32	31
	相談者数（人）	38	26	32	31

### ■ 虐待対応の状況

		実績値				参考値 (8月1日時点)
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
虐待・特定妊婦 通告件数	実件数（件）	11	1	8	7	4
管理件数(※)	実件数（件）	40	43	44	49	44

※管理件数には、特定妊婦を含みます。

## 6. 経済的支援の状況

### ■ 各種手当の状況

平成30年度の受給者数は、児童手当が556人、児童扶養手当が60人、特別児童扶養手当が44人、障害児福祉手当が9人となっています。

		実績値				参考値 (8月1日時点)
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童手当	対象者数(人)	993	993	986	961	920
	受給者数(人)	567	586	572	556	537
児童扶養手当	受給者数(人)	76	83	66	60	64
特別児童扶養手当	対象者数(人)	41	45	47	49	56
	受給者数(人)	38	41	42	44	49
障害児福祉手当	受給者数(人)	5	5	9	9	8

### ■ 各種助成の状況

平成30年度の助成件数は、乳幼児等医療費助成が延5,132件、子ども医療費助成が延5,028件、ひとり親家庭等医療費助成が延1,487件となっています。

		実績値				参考値 (8月1日時点)
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
乳幼児等医療費助成	対象者数(人)	365	372	361	357	363
	助成延べ件数	5,636	4,964	5,063	5,132	6,158
子ども医療費助成	対象者数(人)	-	588	591	586	585
	助成延べ件数	-	2,097	4,907	5,028	5,200
ひとり親家庭等医療費助成	対象者数(人)	188	184	164	174	171
	助成延べ件数	1,645	1,666	1,476	1,487	1,500

※「子ども医療費助成」は中学校修了までを対象としています。

第2期計画（令和2～6年度）を策定するに当たり、子育て支援に関する事業の利用状況や今後の利用希望などを把握するため、ニーズ調査を実施いたしました。

なお、ニーズ調査の実施に際し、国が示す必須の調査項目の他に川西町独自の調査項目を加えて、川西町の子育て家庭の意向をより把握できるように工夫しました。

## ●ニーズ調査を実施する趣旨

子ども・子育て支援法において、各市町村の人口構造などの地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業などの利用状況や利用希望などを踏まえて計画を作成する必要があると定められています。

そこで、計画の作成にあたり、現在の利用状況や今後の利用意向を把握するため、ニーズ調査を実施し、そこで得られたデータから教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業などの量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが義務づけられています。

## 1. 調査概要

調査対象	就学前児童がおられる世帯	小学生がおられる世帯
抽出方法	令和元年6月1日時点の住民基本台帳から抽出（全数調査）	
配布数	266	325
有効回収数	126	151
回収率	47.4%	46.5%
配布方法	郵送による配布・回収	
調査期間	令和元年6月15日～6月28日	

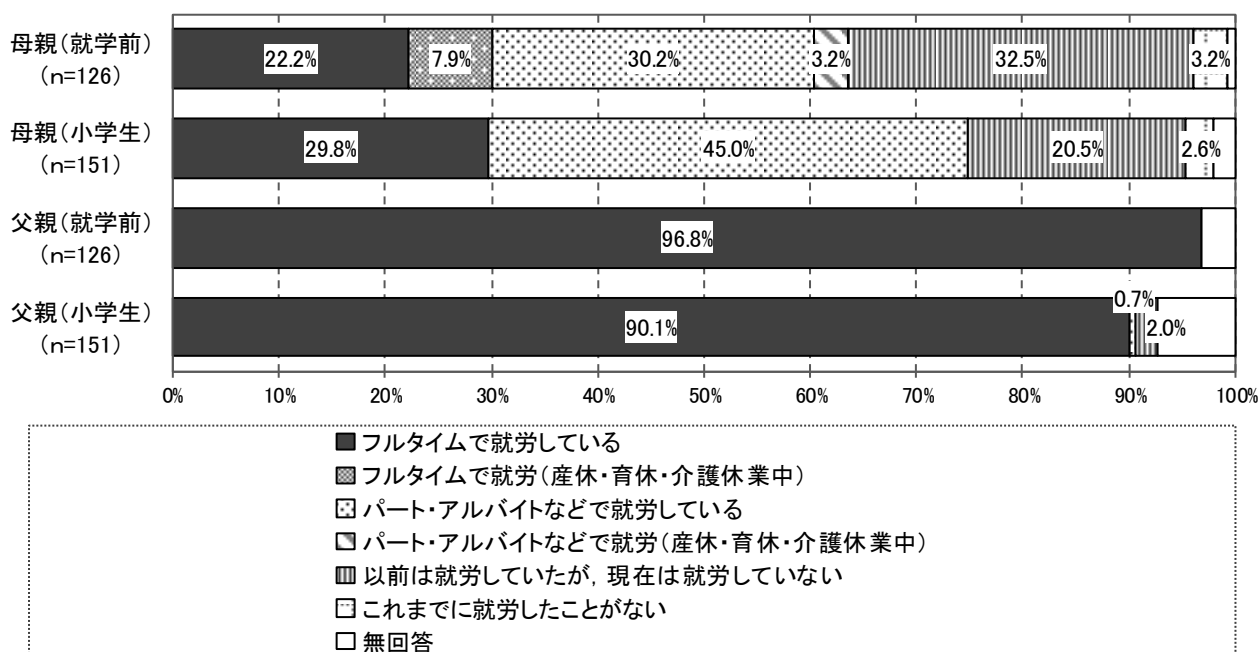
※次ページ以降のグラフについて、【MA】と記載のあるものは複数回答が可能な設問を表します。

## 2. 結果概要

### (1) 母親・父親の現在の就労状況（就学前・小学生）

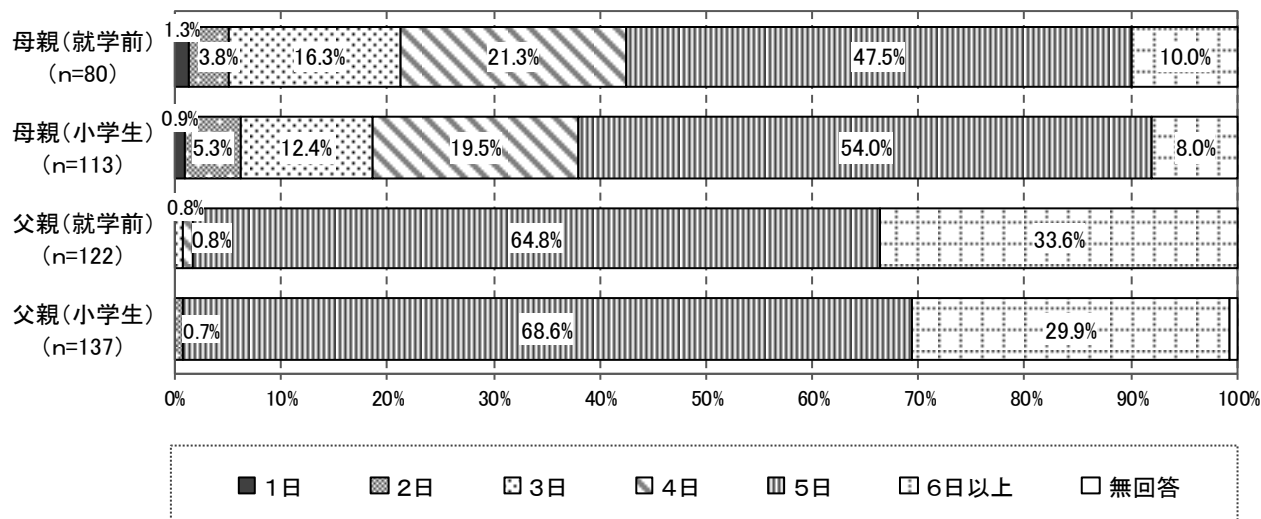
就学前児童がいる母親では“就労している”（フルタイムまたはパート・アルバイトの合計）が63.5%、小学生がいる母親では74.8%となっています。父親では就学前児童のいる世帯・小学生のいる世帯に関係なく、無回答を除くほとんどが「フルタイムで就労している」となっています。

《母親・父親の現在の就労状況》



“就労している”世帯の就労日数をみると、就学前・小学生児童を問わず、母親・父親ともに「週5日」の割合が最も高くなっています。

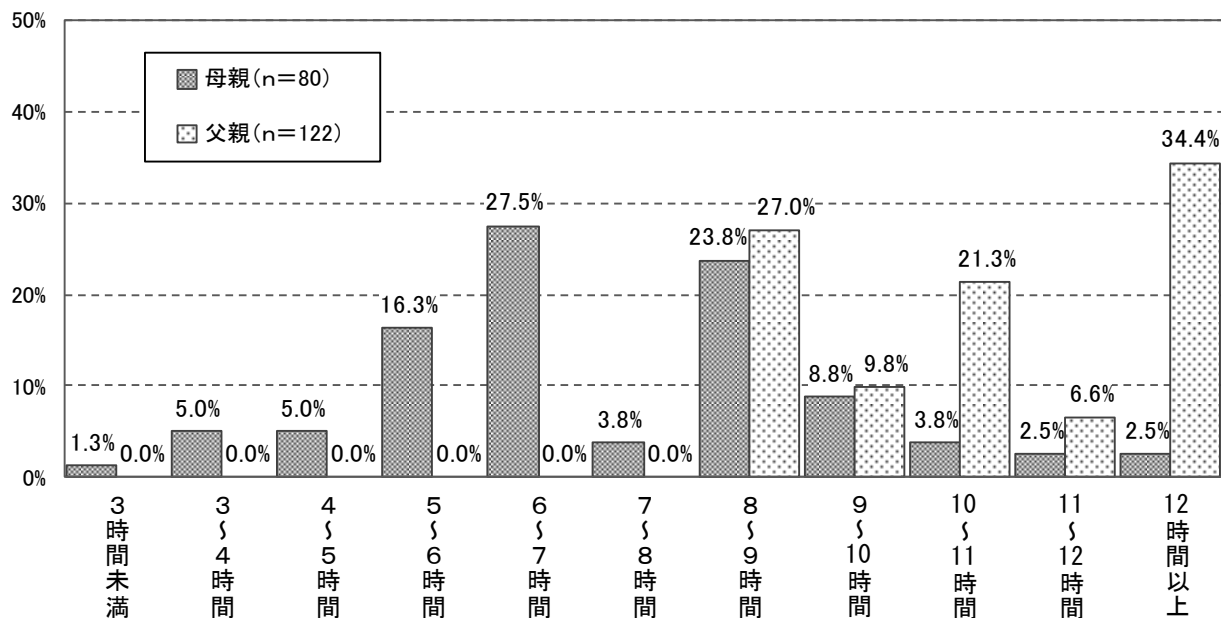
《“就労している”母親・父親の就労日数》



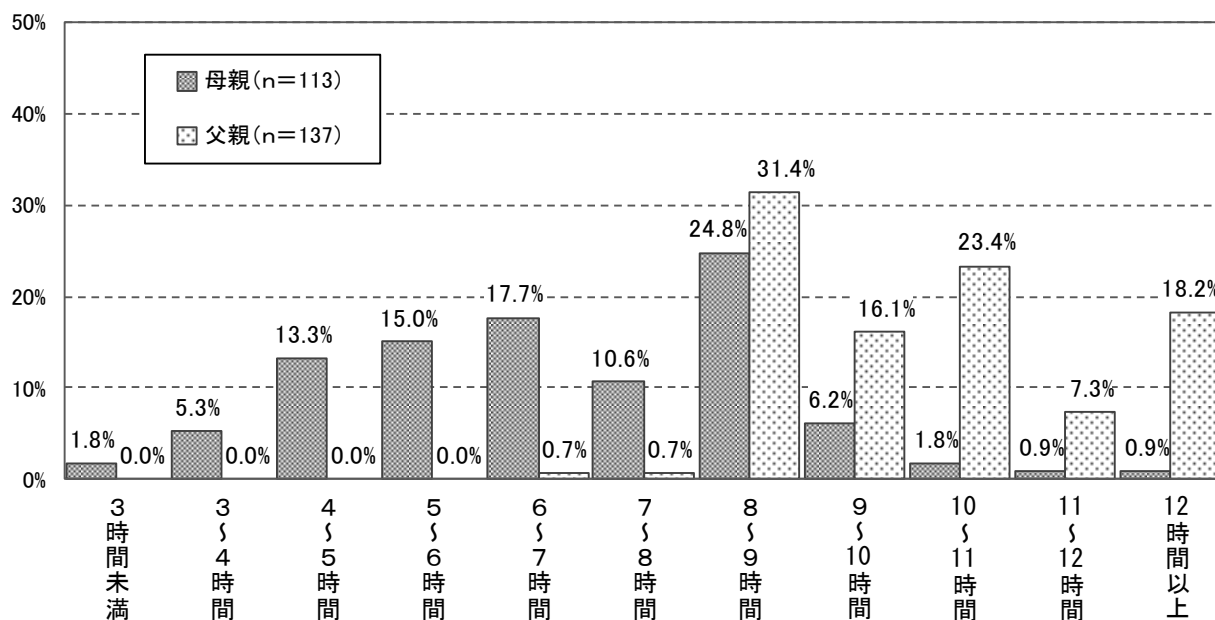
“就労している”世帯の就労時間をみると、就学前児童がいる母親では「6～7時間」の割合が最も高く、父親では「12時間以上」の割合が最も高くなっています。

また、小学生をみると、母親・父親ともに「8～9時間」の割合が最も高くなっています。

《“就労している”母親・父親の就労時間（就学前）》



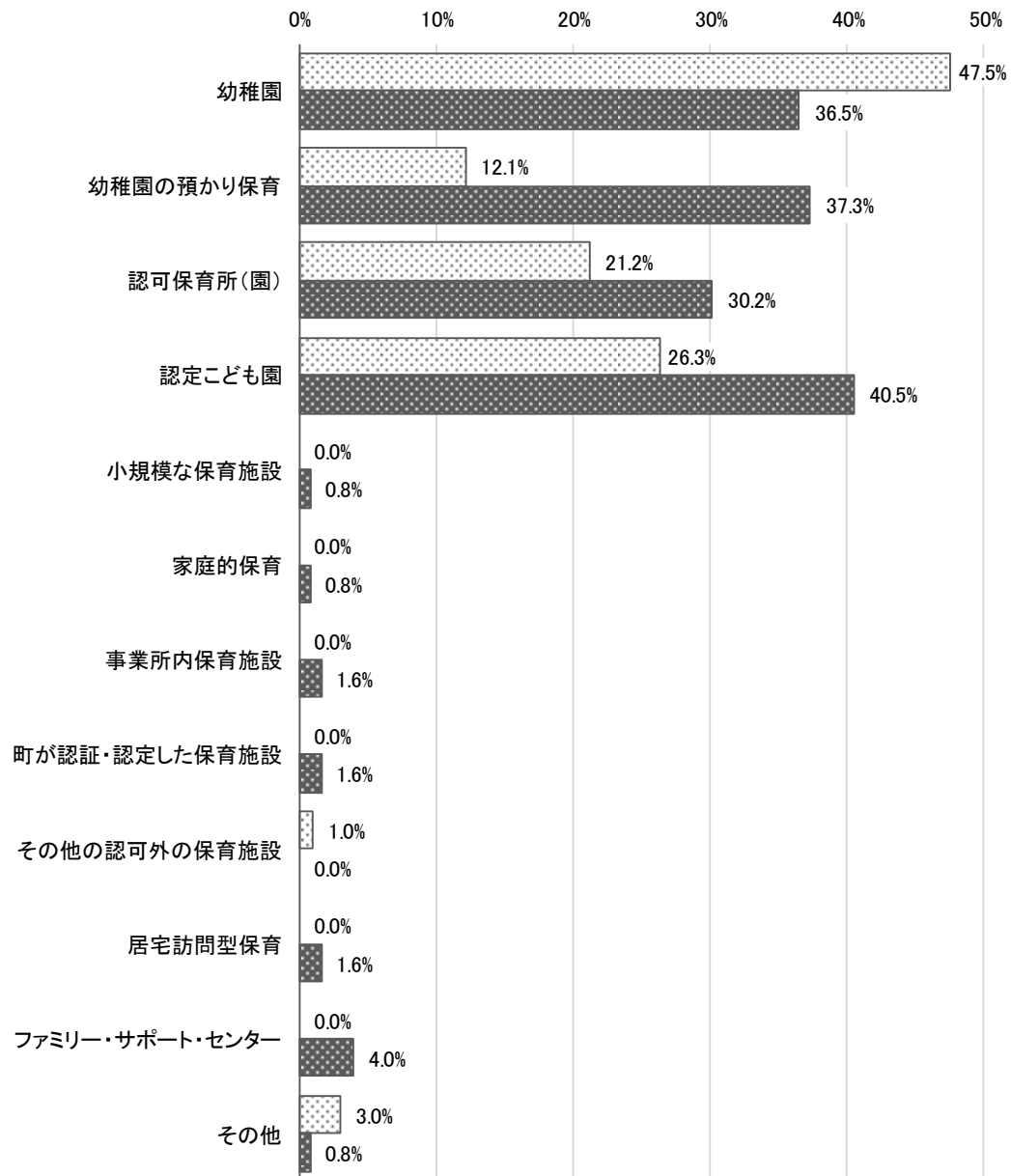
《“就労している”母親・父親の就労時間（小学生）》



(2) 平日の「定期的な教育・保育事業」※の現在の利用と今後の利用意向（就学前）

平日の「定期的な教育・保育事業」について現在の利用と今後の利用意向を比べると、特に、「幼稚園の預かり保育」・「認可保育所（園）」・「認定子ども園」の利用希望の割合が高くなっています。

《平日の「定期的な教育・保育事業」の現在の利用と今後の利用意向【MA】》



▨ 「現在利用」(n=99)

■ 「無償になったら利用」(n=126)

※「定期的な教育・保育事業」とは、月単位で定期的に利用している教育・保育事業を指します。具体的には、保育所（園）、幼稚園、認定子ども園などの事業のことです。

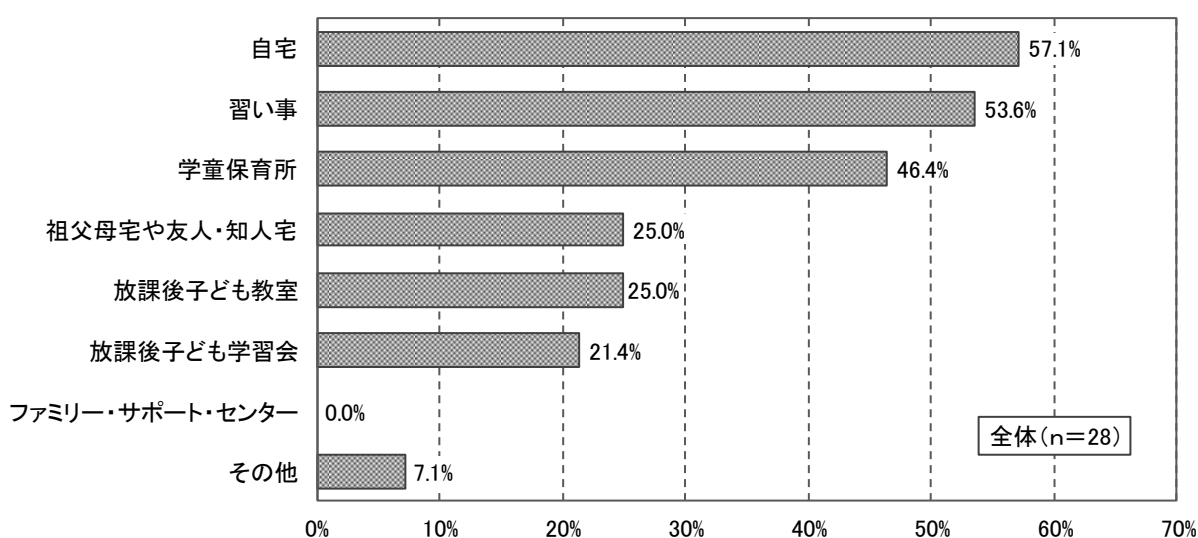


### (3) 小学校就学後の放課後の過ごし方（就学前）

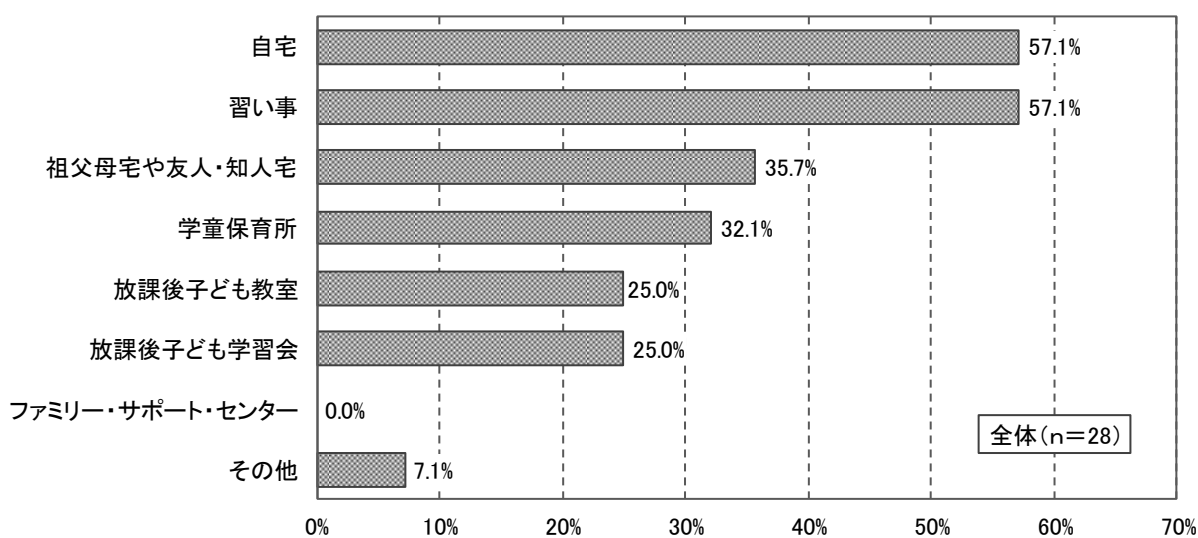
調査時点で5歳児を持つ保護者に対し、小学校低学年のうちはどこで過ごさせたいかを尋ねたところ、「自宅」が57.1%と最も高く、次いで、「習い事」(53.6%)、「学童保育所」(46.4%)の順となっています。また、小学校高学年になったらどこで過ごさせたいかを尋ねたところ、「自宅」と「習い事」が57.1%と同率で最も高く、次いで、「祖父母宅や友人・知人宅」(35.7%)、「学童保育所」(32.1%)の順となっています。

また、「学童保育所」の利用意向をみると、低学年のうちは46.4%であるのに対し、高学年になると32.1%になっています。

《小学校低学年のうちはどこで過ごさせたいか【MA】》



《小学校高学年になったらどこで過ごさせたいか【MA】》

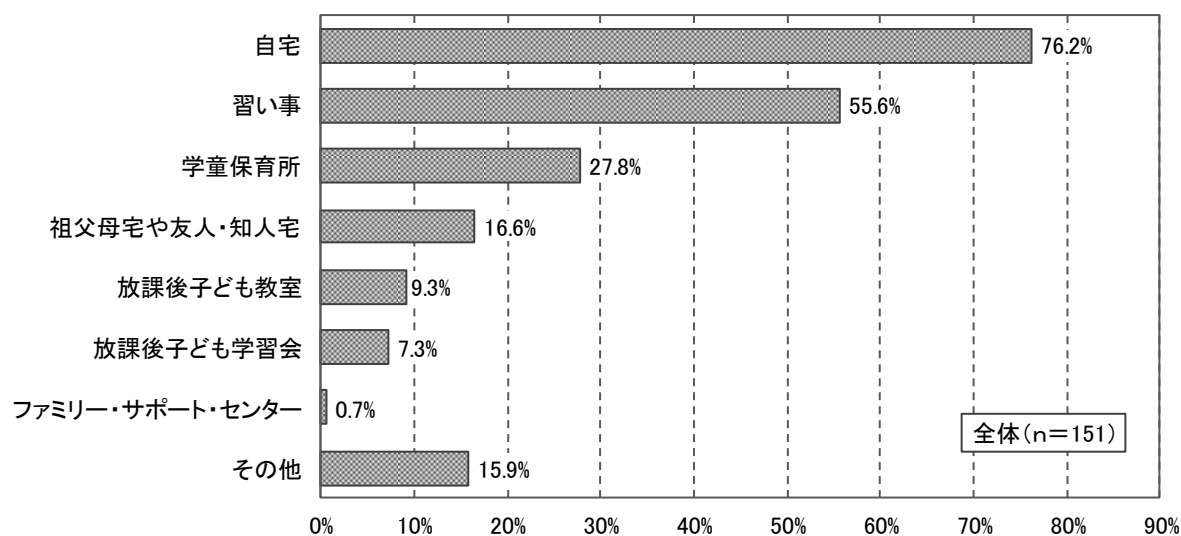


#### (4) 放課後の過ごし方 (小学生)

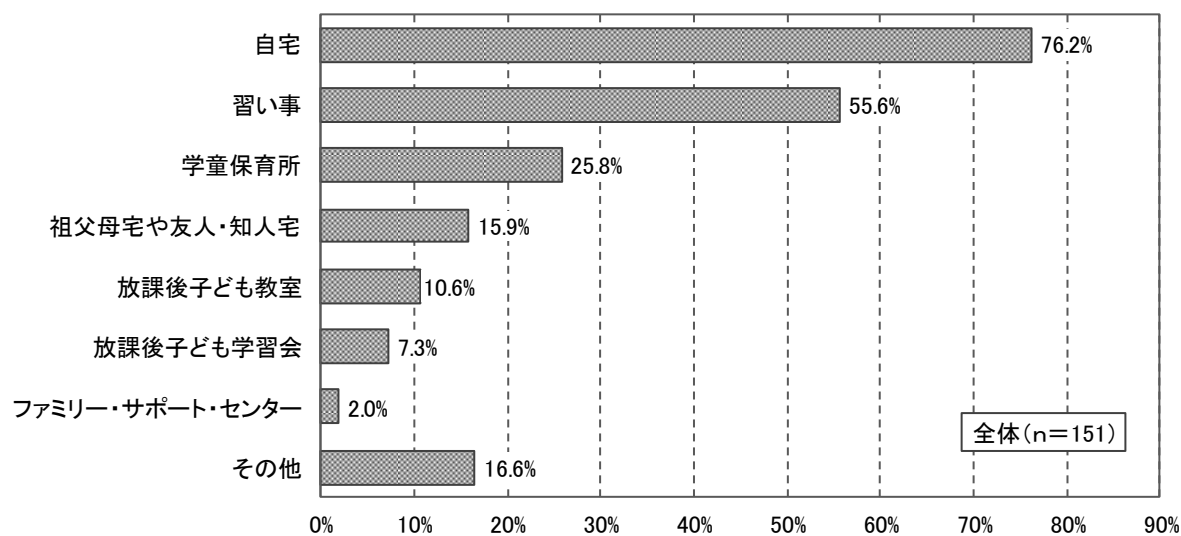
現在、小学生のお子さんが放課後どの場所で過ごしているかを尋ねたところ、「自宅」が76.2%と最も高く、次いで、「習い事」(55.6%)、「学童保育所」(27.8%)の順となっています。

また、来年度以降、放課後をどの場所で過ごさせたいかを尋ねたところ、「自宅」が76.2%と最も高く、次いで、「習い事」(55.6%)、「学童保育所」(25.8%)の順となっています。

《現在、放課後をどのような場所で過ごしているか。【MA】》



《来年度以降、放課後をどのような場所で過ごさせたいか。【MA】》

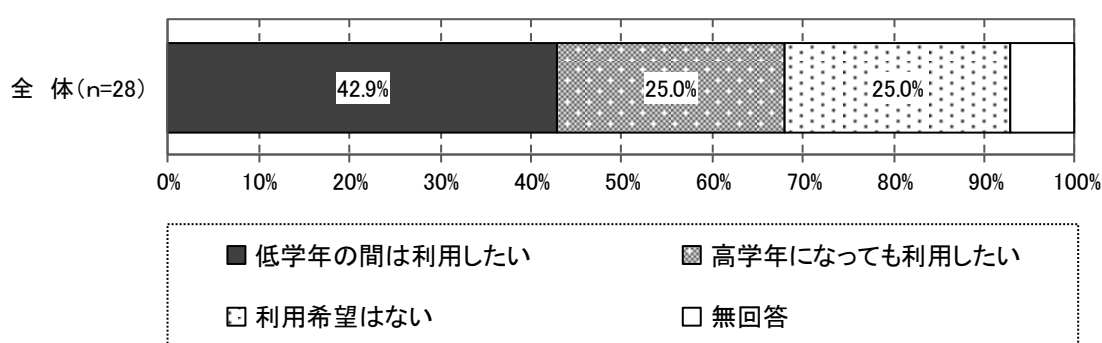


## (5) 長期休暇期間中の「学童保育所」の利用希望（就学前・小学生）

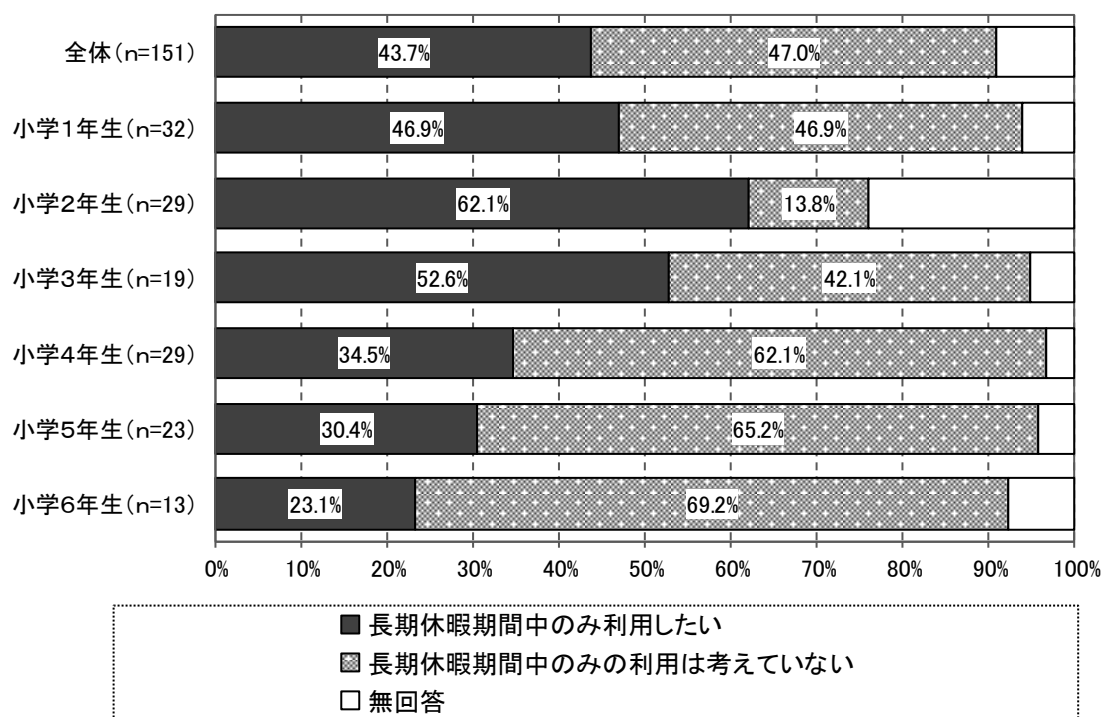
調査時点で5歳児を持つ保護者に対して、夏休み・冬休みなどの長期休暇期間中の学童保育所の利用希望を尋ねたところ、「低学年の間は利用したい」と「高学年になっても利用したい」を合わせた“利用したい”の割合は67.9%となっています。

また、小学生のいる世帯の保護者に対して同様の質問をしたところ、“利用したい”の割合は全体で43.7%となっています。学年別にみると、「小2」が62.1%と最も高くなっていますが、低学年ほど利用したい割合は高い傾向にあります。

### 《夏休み・冬休みなどの長期休暇期間中の「学童保育所」の利用希望（就学前）》



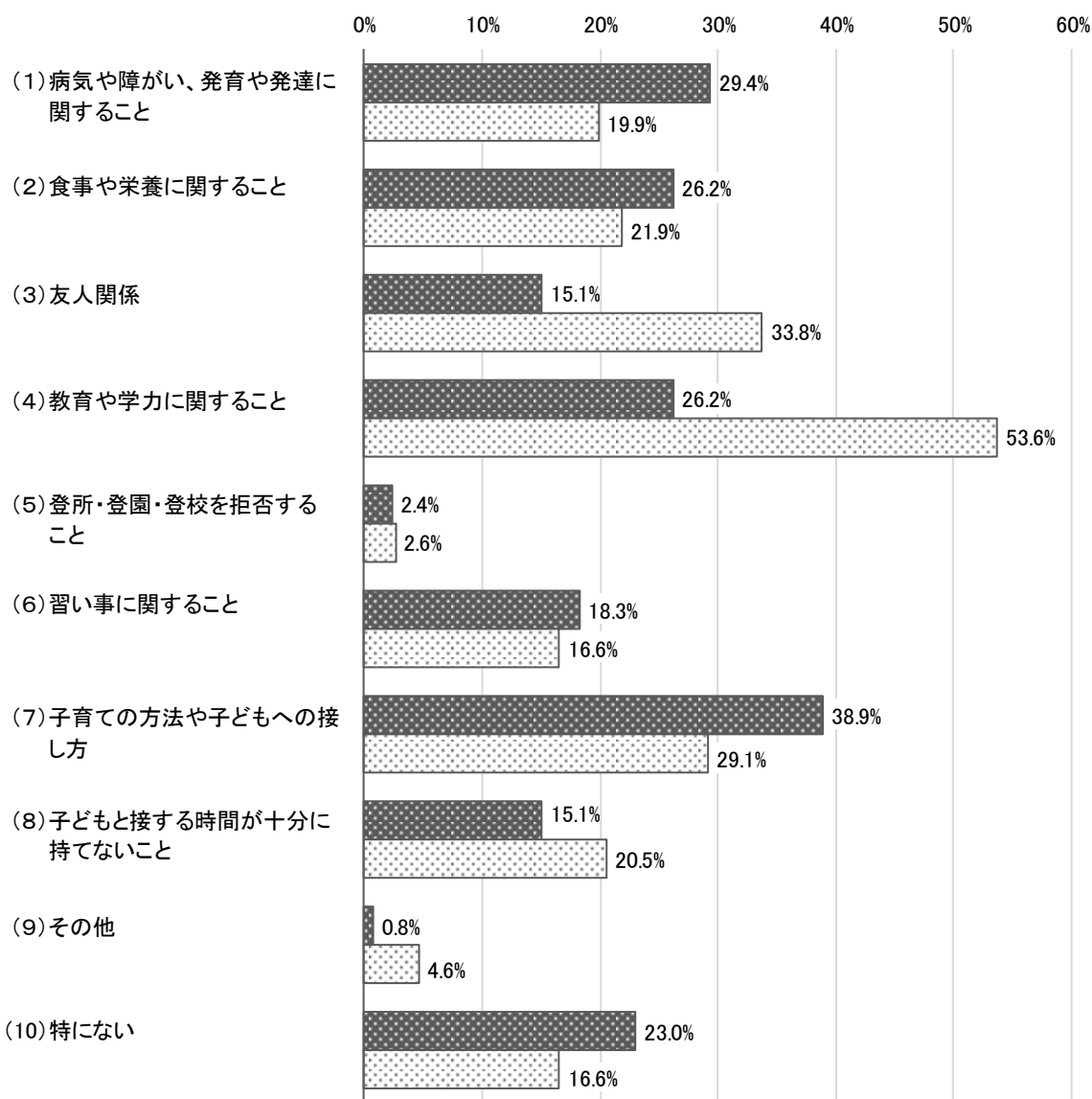
### 《夏休み・冬休みなどの長期休暇期間中の「学童保育所」の利用希望（小学生）》



## (6) 子育てについて、日頃悩んでいることや気になること（就学前・小学生）

子どもに関することをみると、就学前児童では小学生と比べて「病気や障がい、発育や発達」、「食事や栄養」、「子育ての方法や子どもへの接し方」の割合が高く、小学生では就学前児童と比べて「友人関係」、「教育や学力に関すること」の割合が高くなっています。

《子どもに関すること【MA】》



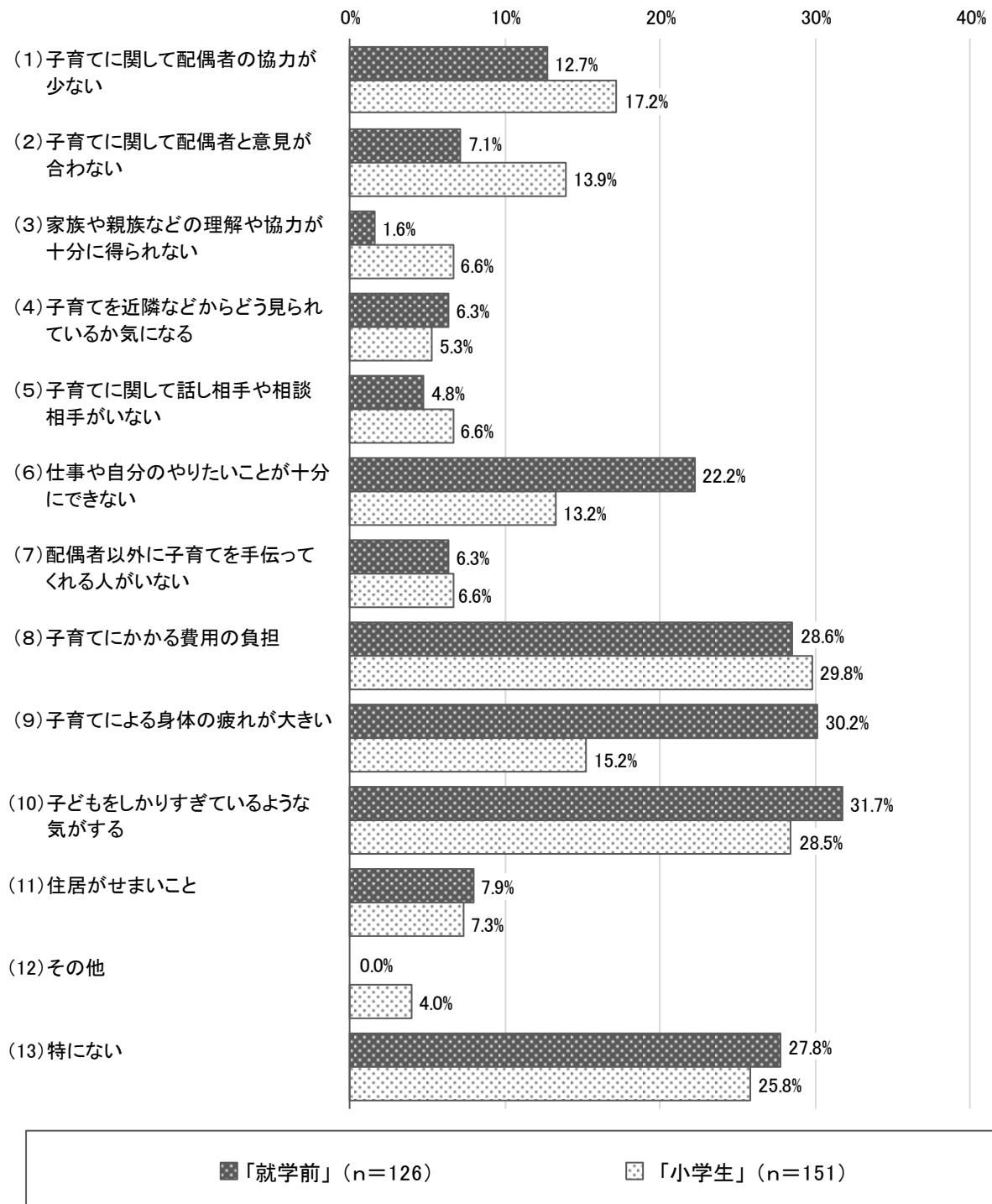
■「就学前」(n=126)

□「小学生」(n=151)

保護者自身に関することをみると、就学前児童では小学生と比べて「仕事や自分のやりたいことができない」、「子育てによる体の疲れ」の割合が高く、小学生では就学前児童と比べて「子育てに配偶者の協力が少ない」、「子育てに関して配偶者と意見が合わない」の割合が高くなっています。

また、就学前・小学生ともに「子どもをしかりすぎているような気がする」、「子育てにかかる費用」の割合が高くなっています。

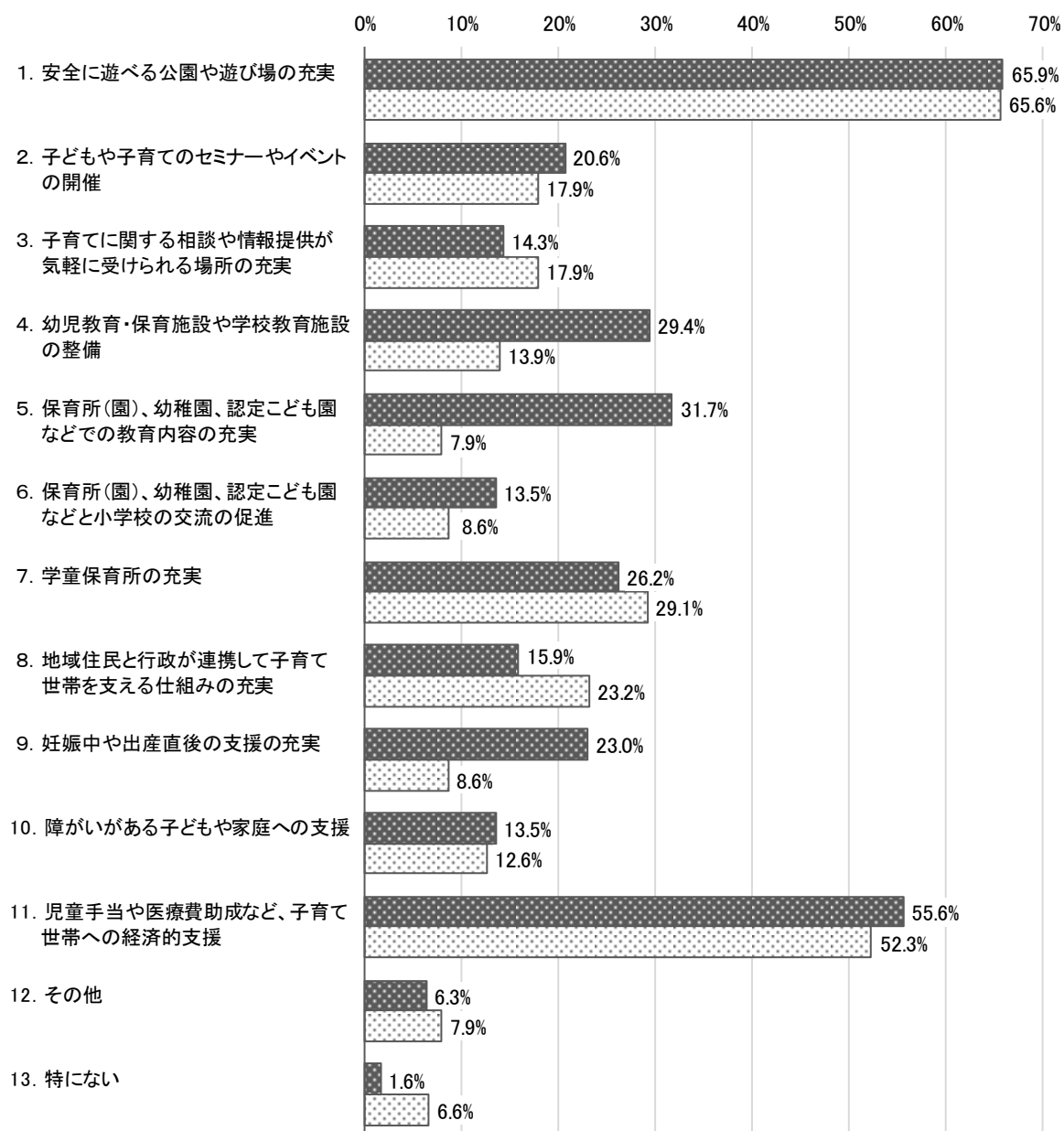
### 《保護者自身に関すること【MA】》



## (7) どのような子育て支援を充実してほしいか（就学前・小学生）

就学前・小学生ともに、「安全に遊べる公園や遊び場の充実」、「児童手当や医療費助成など子育て世帯への経済的支援」の割合が高くなっています。

《どのような子育て支援を充実してほしいか。【MA】》



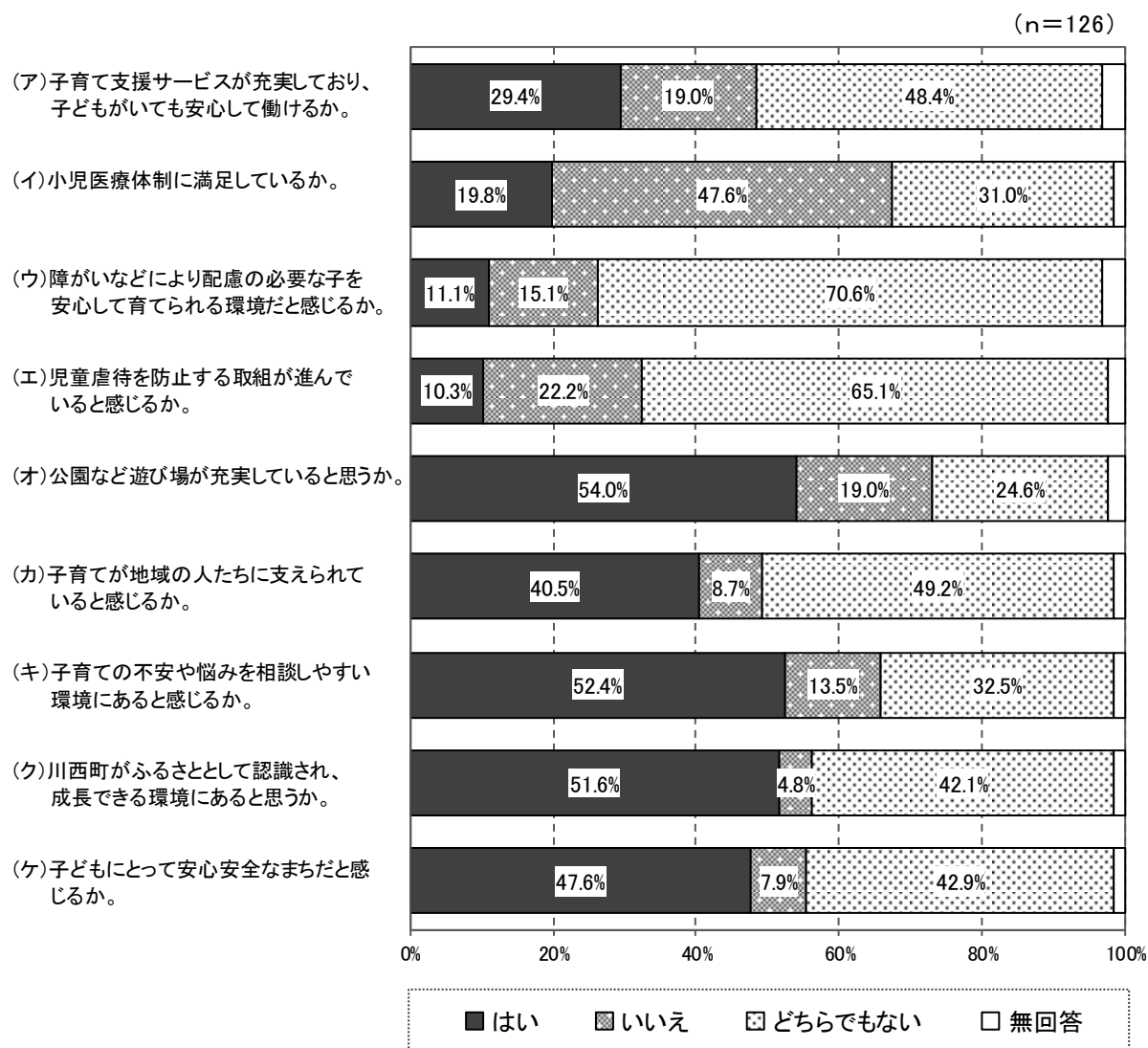
■ 就学前 (n=126)

□ 「小学生」 (n=151)

## (8) 川西町の子育て支援や生活環境に関する設問（就学前・小学生）

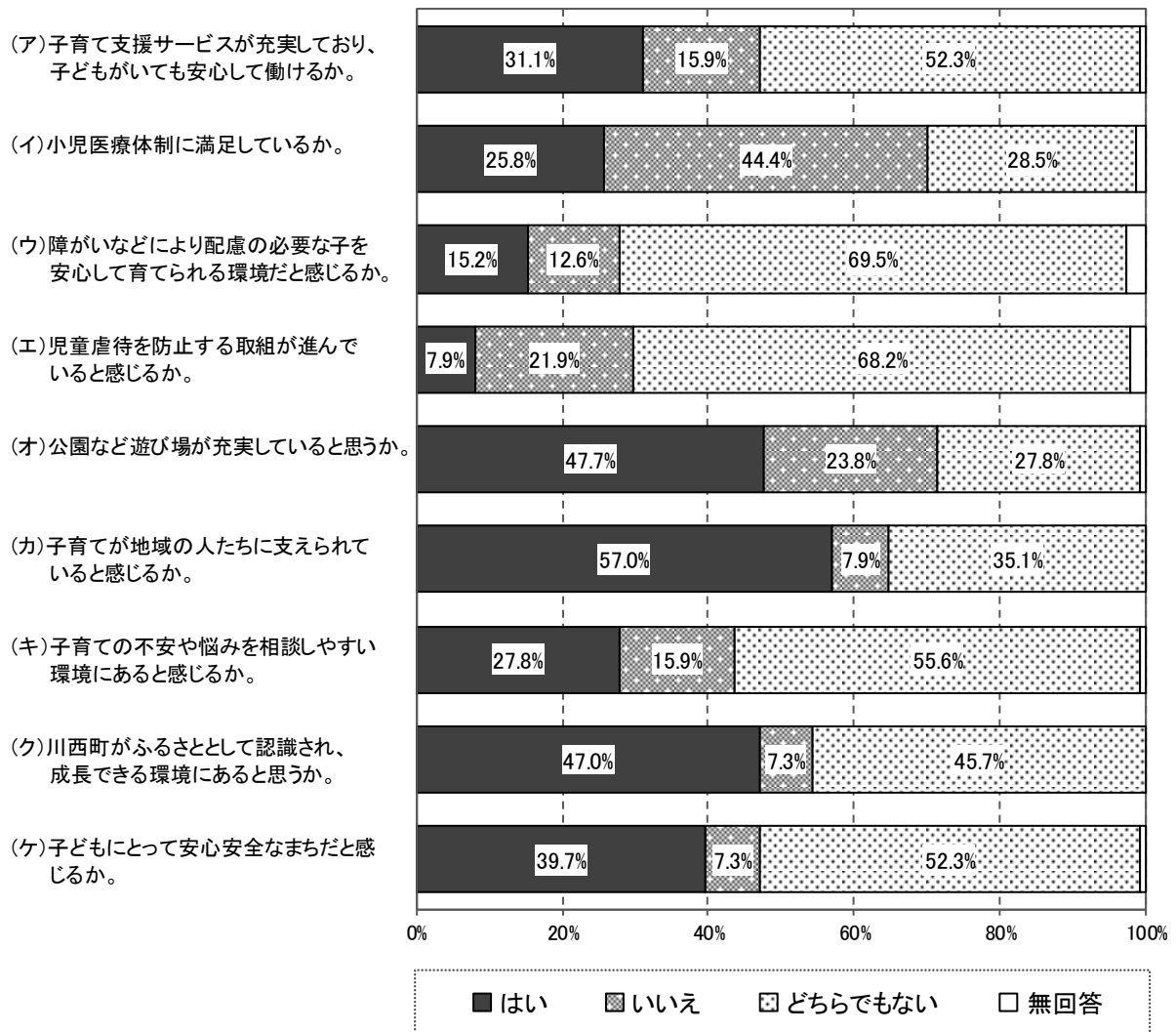
川西町の子育て支援や生活環境についてどのように感じているかを尋ねたところ、就学前・小学生ともに、「公園など遊び場が充実している」・「子育ての不安や悩みを相談しやすい環境にある」・「川西町がふるさととして認識され、成長できる環境にある」は「はい」の割合が高く、「小児医療体制」・「配慮の必要な子を安心して育てられる環境」・「児童虐待を防止する取組」は「はい」の割合が低くなっています。

### 《川西町の子育て支援や生活環境をどう感じているか（就学前）》



《川西町の子育て支援や生活環境をどう感じているか（小学生）》

(n=151)

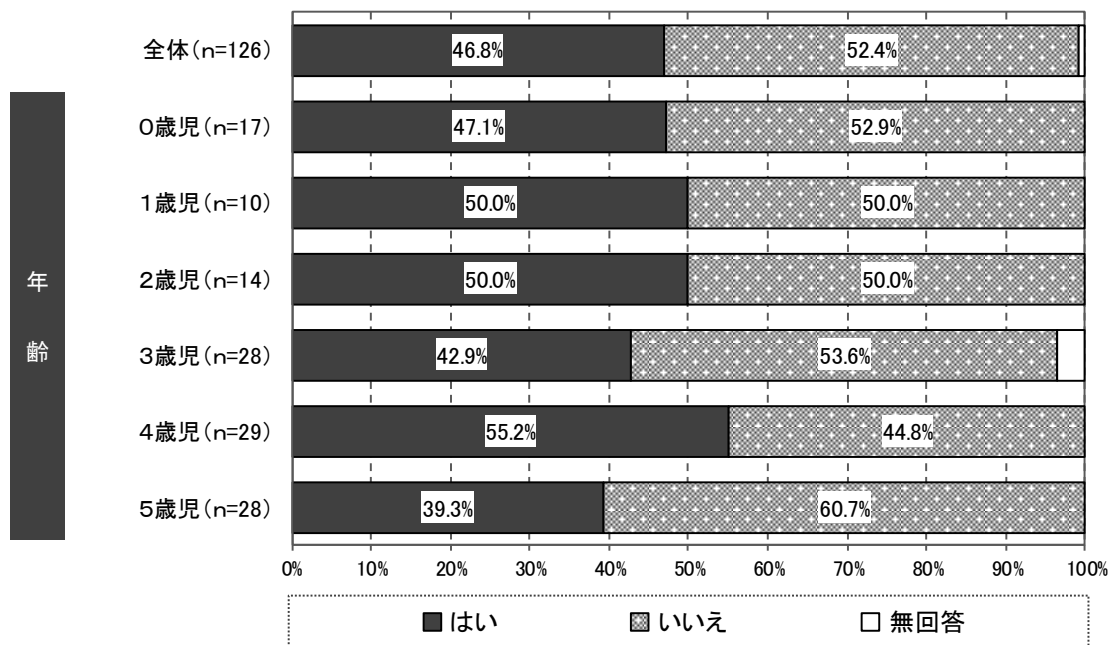




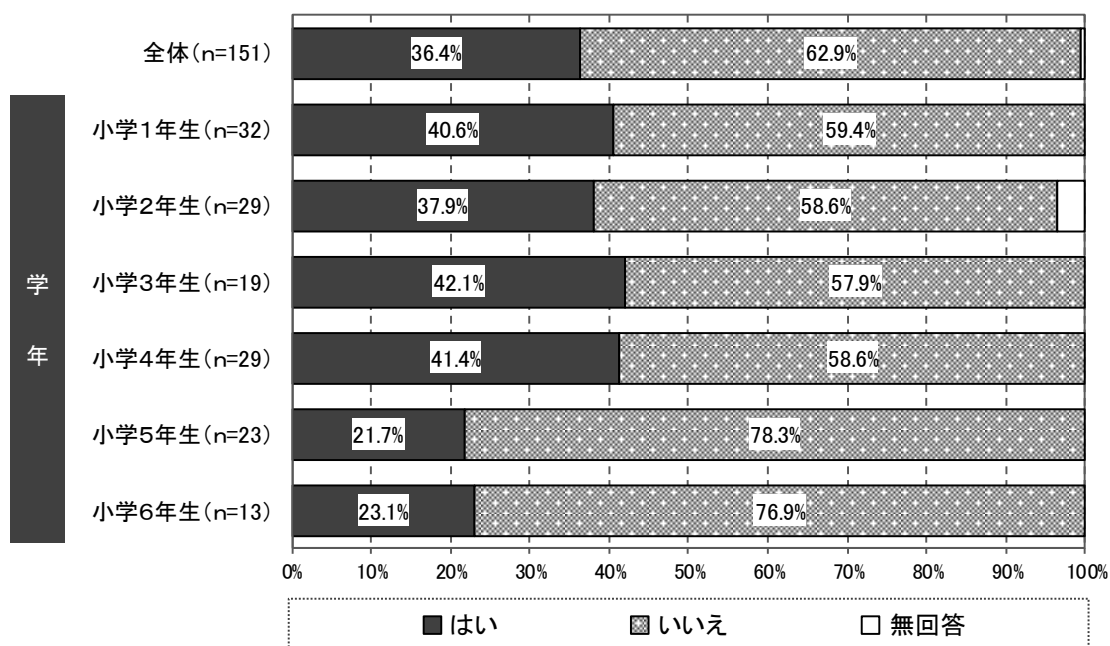
(9) 「川西町版ネウボラ」を知っているか（就学前・小学生）

就学前児童から小学4年生を持つ保護者では、「はい」の割合は4割から5割程度となっています。

《「川西町版ネウボラ」を知っているか（就学前）》



《「川西町版ネウボラ」を知っているか（小学生）》



## ◆ニーズ調査結果から見られる傾向や課題◆

### 母親・父親の勤務状況について

就学前児童がいる母親の就業率は6割以上、小学生がいる母親の就業率が7割以上となっており、共働き世帯の増加がうかがえます。また、勤務日数や勤務時間の状況から父親が長時間労働の状況にあることが見受けられます。共働き世帯が安心して勤務できる環境づくりのために、就学前児童に対しては、幼児教育・保育の施設整備や一時預かりなど、小学生に対しては、学童保育所の充実などにより、共働き世帯への子育て支援を一層充実させる必要が見られます。

### 就学前児童の「定期的な教育・保育事業」の利用について

川西町内には幼稚園は1か所（公立1）、保育所は1か所（私立1）、認定子ども園は1か所（私立1）あります。今後の利用意向において、幼稚園の預かり保育、保育所、認定子ども園の利用希望が高いことを踏まえつつ、子育て家庭の多様なニーズに応えられる施設整備と内容の充実に努めていきます。

### 小学校の放課後の過ごし方について

就学前児童がいる世帯の今後の利用意向をみると、低学年の間も高学年になっても「自宅」の割合が最も高くなっていますが、「学童保育所」については低学年の間は46.4%、高学年になったら32.1%と比較的高い割合を示しています。また、小学生がいる世帯での今後の利用意向をみると、「学童保育所」は25.8%となっています。現状分析（第2章）でみた母親・父親の就業率の高まりや、近年の学童保育所の利用状況（第3章）を勘案すると、子育て家庭が安心して働ける環境整備のためにも「学童保育所」の充実を図っていく必要があります。

### 長期休暇期間中の「学童保育所」の利用希望について

就学前児童がいる世帯の今後の利用希望をみると、“利用したい”と考えている世帯はおおよそ7割となっています。また、小学生がいる世帯の利用希望をみると、低学年ほど“利用したい”の割合が高く、小学2年生では6割を超えています。夏休みや冬休みなどの長期休暇期間中も子どもを安心して預けられる環境が求められています。

### 子育てに関して悩んでいることや気になること（子どもに関すること）

就学前児童では小学生と比べて「病気や障がい、発育や発達」、「食事や栄養」、「子育ての方法や子どもへの接し方」の割合が高くなっています。近年、核家族化や少子化に伴って、自らが子どもを授かる前に乳幼児や子どもと接する機会が減少している社会情勢があります。そのため、自らが子どもを授かった際に、体験不足からどのように子どもと接したらわからないという方が増えています。親子の交流の機会の提供など、乳幼児期からの子育て方法や子どもへ

の接し方への支援、食育に関する指導や啓発、健やかな成長に関することなどへの対応が求められています。

また、小学生では就学前児童と比べて「友人関係」、「教育や学力に関すること」の割合が高くなっています。学校教育の環境整備や教職員の資質向上及び教育内容の充実、子ども同士が良い友人関係を築けるように学校や地域で見守ったり家庭と連携したりすることなどが求められています。

#### **子育てに関して悩んでいることや気になること（保護者自身に関すること）**

就学前・小学生をつうじて、経済面や子育ての疲れや時間の制約がうかがえる結果となっています。ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進や一時預かりなどの充実による核家族・共働き世帯などへの子育て環境の向上と、子育て家庭への経済的負担に関する配慮が求められています。

#### **どのような子育て支援を充実してほしいか**

就学前・小学生ともに、公園や遊び場の充実と経済的支援を望む声が高くなっていることから、子どもが安全に遊べる場の整備と子育て家庭が経済的負担を軽減できる支援の充実が求められています。

#### **川西町に求められる子育て支援や生活環境の改善の視点**

就学前・小学生ともに、小児医療体制への満足度・配慮が必要な子を安心して育てられる環境・児童虐待を防止する取組では、「はい」よりも「いいえ」の割合が高くなっています。

子どもと子育て家庭が川西町で「生まれ育って良かった」・「子育てをして良かった」と思える環境を整備し、次代を築く子どもが川西町に愛着を持って健やかに成長できるよう施策を展開していく必要があります。

#### **「川西町版ネウボラ」の認知度**

川西町では、平成28年9月より、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援とワンストップの窓口体制を整えるために川西町版ネウボラ（子育て世代包括支援センター）を子育て支援センター及び保健センターに開設しました。

開設してからニーズ調査時点までは2年半あまりしか経過していなかったことから、特に小学5年生以上の子を持つ保護者には認知度が低い結果となりましたが、川西町らしい子育て支援を進めていく拠点として子育て家庭の多様なニーズを受けられるよう、ネウボラの取組を一層推進していく必要があります。

### 3. 第2期計画策定に向けた様々な視点

#### “子どもの最善の利益”を尊重した教育・保育・子育て支援の推進

女性の就業率の高まりや共働き世帯・ひとり親家庭の増加により、少子化の傾向にあっても保育ニーズは年々高まっています。乳幼児期の育ち方はその子の一生の育ちに強く影響すると言われていますが、保育所・認定子ども園などの教育・保育事業や様々な子育て支援事業、各種健診や相談事業において、子どもの最善の利益が尊重される量と質の確保とサービスの提供に努めます。また、学童期・青年期においても健やかな育ちが約束される環境づくりをめざすため、小・中学校や学童保育所などの量と質の確保と施設や教育内容の充実を図っていきます。

#### 保育ニーズの高まりへの対応

共働き世帯やひとり親家庭の増加に伴い年々保育ニーズは高まっていますが、令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化により、保育ニーズは更に高まると考えられます。無償化による保育ニーズへの影響を見据え、今後も教育・保育施設の適切な量と質の確保、待機児童の解消、保育士・教職員などの人材確保や資質向上のための研修に関する情報をこまめに収集し、町内保育施設への情報提供を密に行います。

#### 小学生児童の放課後健全育成事業の充実

国が示す「新・放課後子ども総合プラン」の趣旨に基づき、共働き世帯やひとり親家庭などのいわゆる「小1の壁」の打破と、子どもが放課後を安心・安全に過ごし多様な体験や活動ができるよう、学童保育所や放課後子ども教室・放課後子ども学習会などの量と質の確保・内容の充実に努めます。

#### 育児に課題を抱える保護者への支援と児童虐待の防止

育児に不安を抱えながらも周囲からのサポートが得られなかったり、育児ストレスをためこんだりするなど、児童虐待につながる可能性がある親や家庭を、川西町版ネウボラと連携しながら、乳幼児健診の機会や各種相談事業、関係機関・団体との情報共有により適切な支援を行います。また、児童虐待防止のため、要保護児童対策地域協議会や児童相談所など、関係機関との連携強化を図ります。

#### 障害のある子どもに対する支援の充実

障害のある子どもに対して、就学前においては教育・保育施設における受け入れを充実するとともに、小・中学校から高等学校へとライフステージごとにつながりのある支援が受けられるよう、関係機関との連携や相談体制の強化を図ります。また、発達障害のある子どもには、早期発見・早期療育が重要であり、取り組みとして、乳幼児健診での発達相談、出張発達相談、また、診断を受けた子どもに対しては、ABAを使った個別療育も行っています。

## **妊娠期からの切れ目のない支援の充実**

すべての家庭及び子どもに対して、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量と質の両面にわたり充実させ、妊娠・出産期・乳幼児期・学童期・青年期へと切れ目のない支援を行います。また、親の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うことや、年齢・発達段階に応じた子どもへの接し方などに関する親の学びなど、親や家庭の愛情のもとに子どもが健やかに育つ川西町版ネウボラの強化を中心に環境整備を進めます。

## **子育てへの男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進**

男女ともにゆとりある職業生活を送るとともに、家庭生活や地域生活との調和を図ることができるよう、多様な保育ニーズなどに対応した適切な教育・保育の提供の充実に努めます。また、子育てのための時間を十分にもつことができ、父親も共に子育てに参加できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）への住民の関心と理解を深めるとともに、関係機関と連携し労働環境の改善を企業などに働きかけます。

## **外国につながる子どもへの支援・配慮**

国際化の進展に伴う帰国子女や外国人の子どもなど、外国につながる子どもの増加が見込まれることを踏まえて、該当する子育て家庭が教育・保育事業や子育て支援事業などを円滑に利用できるような適切な支援を推進していきます。

## **安心・安全な子育て環境の充実**

子どもを交通事故や犯罪から守るため、保護者をはじめ地域住民・団体と連携し、通学路や生活道路における見守り・支援体制の強化を図るとともに、歩道やガードレールなどの整備、児童生徒に対する交通安全教育を推進します。

## **子どもの貧困対策**

子どもの貧困対策とは、生まれ育った環境により子どもの将来が左右されない社会の実現をめざして、教育・生活・就労・相談・経済的支援や子どもの居場所づくりなどに取り組むことをさします。

貧困という言葉を聞くと、発展途上国で見られるような衣食住などの物資や経済力の欠如による「絶対的貧困」を想起するかもしれませんが、しかし、先進国ではそのような状況はほとんど見られないため、文化水準、生活水準が国内の一般的な家庭と比較して困窮した状態を指す「相対的貧困」により統計を行っており、我が国では2015年時点で「7人に1人の子どもが相対的貧困の状態」にあるとされています。

相対的貧困の家庭の特徴の一つに外見からはわかりにくいことがあります。子どもの健やかな成長のために、関係機関・団体と子育て家庭に関する情報を共有しながら、子どもの貧困に関する様々な支援を推進していきます。

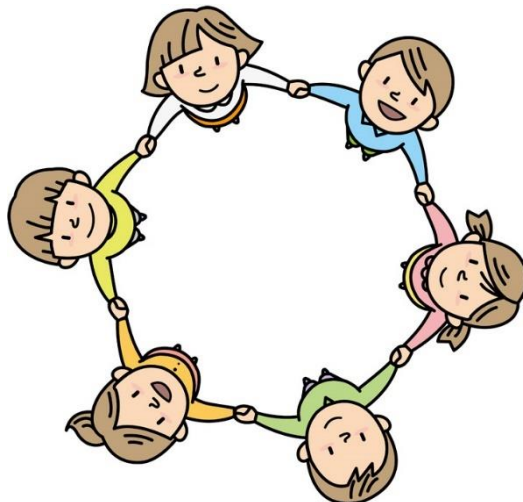
## 1. 計画の基本理念

## 子どもたちの笑顔であふれるまち

現行の子ども・子育て支援事業計画において、子どもが主役の地域・子育てを楽しめる地域・子育ての場は地域の視点から「子どもたちの笑顔であふれるまち」を基本理念に掲げ、子どもや子育てしている人にとってやさしいまちづくりに取り組んできました。

川西町では高齢化や少子化の進行に加え、共働き世帯や核家族の増加に伴い、家庭や地域における子育てをめぐる環境は年々厳しくなっており、子育て家庭の不安や負担が増加していることが問題となっています。また、川西町では女性の就労率もかなり高まっていることから、子育て支援施策の更なる充実はもとより、仕事と子育てを両立できる環境の整備を一層推進していく必要があります。

そのため、地域社会が子どもと子育て家庭を支えて「川西っ子」を育てていくという考えのもと、子育てや子どもの成長を喜び合える川西町を実現するという現行計画のコンセプトと、次世代育成支援としてこれまで進めてきた取組を引き継ぎます。そして、本計画を通して、子どもの最善の利益が優先される社会の実現と、だれもが安心して子どもを生み育て、子ども自身がたくましく健やかに育つ環境づくりをめざします。



## 2. 計画の基本目標

基本理念の実現のために現行計画の体系を引き継ぎ、次の5つを基本目標として掲げます。また、それぞれの基本目標を達成するために第6章以降において基本目標に対する具体的な取組を設定します。

### 基本目標1 地域の子育て支援の充実

- 子育て家庭のニーズに応じた様々な子育て支援サービスや親子交流事業、育児相談などの充実を図ります。
- 子どもの居場所として、学童保育所・放課後子ども教室・放課後子ども学習会などの取組を進めるとともに、地域の子ども会の活動支援や子どもセンターの利活用・充実を図ります。
- 子育てに関する情報提供や子育てサークルなどの活動を支援し、住民主導の地域活動を促します。
- 要保護児童対策地域協議会や主任児童委員・民生児童委員など、地域に密着した関係機関などと情報共有を図ります。

#### 【施策】

- (1) 子育て支援サービスなどの充実
- (2) 地域における子どもの居場所づくり
- (3) 住民主導の地域活動の促進
- (4) 地域をつなぐネットワークの形成



### 基本目標2 教育環境の充実

- 幼保・小・中学校間の連携や教育内容の充実、指導者の資質向上などにより、確かな学力育成に努めます。
- 様々な体験や世代間交流などをつうじて、豊かな人間性の育成に努めます。
- 読書活動の推進やスポーツ活動の充実により、子どものたくましい心身の育成に努めます。
- 家庭教育や教育講演会の実施、地域での子育てサポーターの育成などにより、家庭や地域における教育力の向上に取り組みます。

#### 【施策】

- (1) 確かな学力の育成
- (2) 豊かな人間性の育成
- (3) たくましい心身の育成
- (4) 家庭・地域における教育力の向上

### 基本目標3 子どもの健やかな成長を見守りはぐくむ地域づくり

- 妊娠期からの切れ目のない支援により母子保健の充実を図ります。
- 親子ともども正しい食習慣を身につけていただけるように、様々な場面で食育の推進に取り組みます。
- 幼少期からの適度な運動や各種スポーツの振興などにより、子どもの健やかな成長を育む環境づくりに努めます。
- 平常時や緊急時の医療体制を整備し、安心して子どもを生み育てられるまちづくりを推進します。

#### 【施策】

- (1) 妊娠期からの切れ目のない支援
- (2) 食育の推進
- (3) 健康な体づくりの推進
- (4) 事故防止・医療体制などの充実



### 基本目標4 子育て環境の整備

- 子どもや子育て家庭が日常利用する歩道・通学路や生活道路について、安心・安全の面から整備を進めます。
- 防災や防犯の観点から、緊急時・災害時における体制整備と見守りによる防犯活動の取組を進めます。
- 子どもが日常利用する公園の整備や、子育て家庭への住まいの提供などにより、子どもや子育て家庭にとって住みやすい生活環境を築きます。

#### 【施策】

- (1) 安全な交通環境の整備
- (2) 安心なまちづくりの推進
- (3) 良質な生活環境の確保



## 基本目標5 子育てを支える施策の充実

- 子育て家庭への様々な経済的負担の軽減を図ります。
- ひとり親世帯に対して、経済的負担の軽減・就労相談などの支援を行います。
- 障害のある子どもがいる家庭に対して、経済的支援などを行います。
- 要支援児童に対して、一時保護や各種相談、教育・保育施設への適切な受け入れ体制など、あらゆる面からサポートを行います。
- ワーク・ライフ・バランスの観点から、子育てと仕事の両立に向けた様々な支援を行います。

### 【施策】

- (1) 子育てに対する経済的支援
- (2) ひとり親家庭などへの支援
- (3) 障害のある子どもがいる家庭への支援
- (4) 要支援児童への対応の充実
- (5) 子育てと仕事の両立に向けた支援

### 3. 施策体系

## 基本理念

子どもたちの笑顔であられるまち

### 《基本理念を実現するための施策》

基本目標 1  
地域の子育て支援の充実

- (1) 子育て支援サービスなどの充実
- (2) 地域における子どもの居場所づくり
- (3) 住民主導の地域活動の促進
- (4) 地域をつなぐネットワークの形成

基本目標 2  
教育環境の充実

- (1) 確かな学力の育成
- (2) 豊かな人間性の育成
- (3) たくましい心身の育成
- (4) 家庭・地域における教育力の向上

基本目標 3  
子どもの健やかな成長を見守り  
はぐくむ地域づくり

- (1) 妊娠期からの切れ目のない支援
- (2) 食育の推進
- (3) 健康な体づくりの推進
- (4) 事故防止・医療体制などの充実

基本目標 4  
子育て環境の整備

- (1) 安全な交通環境の整備
- (2) 安心なまちづくりの推進
- (3) 良質な生活環境の確保

基本目標 5  
子育てを支える施策の充実

- (1) 子育てに対する経済的支援
- (2) ひとり親家庭などへの支援
- (3) 障害のある子どもがいる家庭への支援
- (4) 要支援児童への対応の充実
- (5) 子育てと仕事の両立に向けた支援

## 1. 地域の子育て支援の充実

### (1) 子育て支援サービスなどの充実

- 子育て家庭のニーズに応じた様々な子育て支援サービスや親子交流事業、育児相談などの充実を図ります。

#### 主な取組

施策	担当部署	取組内容
子育て親子への支援	子育て支援センター	子育てサークルの育成や親子の交流の場、様々な季節行事、子育て講座、子育て関連情報の提供、子育てについての相談の実施などにより、子育て親子の支援への取組を実施します。
つどいの広場事業	子育て支援センター	子育て親子が気軽に足を運び、子どもを育て合う、育ち合う関係をつくる機会と場所を提供しています。地域のボランティアをはじめ、様々な人が子育てに関わり、社会全体で子育てを応援する場としての支援を行っていきます。
出前広場	子育て支援センター	身近な地域での多様な交流を通して、保護者や子どものニーズに応じていくために、各地区の公民館などを利用して、子育て支援センターを利用していない親子の居場所の拡大・充実を図ります。
子育て支援センターの活用（きょうだい利用）	子育て支援センター	各年齢別教室事業で小学生の兄弟（低学年）がいる場合のセンター利用を実施します。
ファミリー・サポート・センター事業（一時預かり）	子育て支援センター	子どもを預かってほしい人（依頼者）のニーズに対応するために子どもを預かってくれる人（支援者）を組織し、その活動を充実させるための支援を行います。
延長保育事業	健康福祉課	町内の認可保育施設（2か所）で早朝・夕方の延長保育を実施しています。今後の利用者ニーズによっては、関係機関と協議しつつ、さらなる充実を検討していきます。
病児保育事業	健康福祉課	現在、川西こども園に在籍する体調不良児を看護師が対応する体調不良児対応型と、こどもの森阪手保育園で行っている病後児対応型を実施していますが、利用者のニーズによっては、近隣の医療機関での病児保育ができないかを検討していきます。

一時保育・特定保育事業	健康福祉課	現在、通常保育において、共働き世帯など子どもの保育が十分にできない家庭へのきめ細かな支援に努めていますが、今後の子育て家庭のニーズに合わせて一時保育・特定保育事業の実施を検討します。
休日保育事業、夜間保育事業など	健康福祉課	休日保育事業、夜間保育事業などの事業については現在実施していませんが、今後は利用者のニーズに合わせて実施を検討します。
ショートステイ事業	健康福祉課	保護者が病気や仕事のため、子どもの養育が困難になった時の児童養護施設などでの養育（子育て短期支援事業）を継続して実施します。
トワイライトステイ事業	健康福祉課	保護者が仕事その他の理由によって、夜間において家庭での養育が困難な場合に、児童養護施設などにて生活指導、夕食の提供などを行う事業（子育て短期支援事業）を継続して実施します。
保育所への障害児受入の促進	健康福祉課	障害を持った児童の保育所入所を促進するため、受け入れを行った保育所に対し加配保育士を配置するための補助金を交付します。
夏休みなどの長期休暇時における一時的な預かり（学童保育所）	健康福祉課	学童保育所には定員がありますが、定員に空きがあり、かつ保護者が入所できる基準を満たせば長期休暇中のみ入所も可能としています。
寡婦（寡夫）控除のみなし適用	健康福祉課	児童の処遇に不利益が生じないように保育所利用料の所得階層認定を行う際に婚姻歴のないひとり親家庭にも寡婦（寡夫）控除があるとみなし、税額計算を行っていきます。
子育て相談の充実	健康福祉課 保健センター 子育て支援センター 教育委員会事務局 （総務）	来所相談、電話相談、訪問相談などの充実を図り、窓口の周知を行っていきます。また、保健センター、子育て支援センター、川西幼稚園においては専門職による相談に取り組んでいきます。 子どもの育児・しつけ・発達についての相談は保育士・臨床心理士・保健師・栄養士で対応。専門的なことは他の相談機関と連携を図ります。
多様なニーズに応じた一時預かりの推進	教育委員会事務局 （総務） 教育委員会事務局 （社会）	川西幼稚園では、在園児に対し、保護者の急な用事や様々な活動の支援などのために、一時預かり事業を実施するとともに、さらに長期休業中の対応にも取り組んでいきます。 社会教育施設でも、主催講座の受講などでの預かり対応などを推進していきます。
親子に対する読書支援	教育委員会事務局 （社会）	発達段階に応じた読み聞かせや読書案内を行い、子育て中の親子が楽しみながら、読書に親しめるよう努めます。おはなし会や、絵本の部屋などの行事も行っています。 子どもが読書の楽しさを知り、親子が読書体験を深めるよう、さらに機会を提供していくよう努めます。

## (2) 地域における子どもの居場所づくり

- 子どもの居場所として、学童保育所・放課後子ども教室・放課後子ども学習会などの取組を進めるとともに、地域の子どもの会の活動支援や子どもセンターの利活用・充実を図ります。

### 主な取組

施策	担当部署	取組内容
放課後児童健全育成事業 (学童保育所)	健康福祉課	平成 27 年度から 7:30~19:00 に開所時間を拡大、平成 28 年度から利用定員を 86 名に拡大して実施しています。近年の学童保育所の需要増加傾向を考慮し、学童保育所の受入人数を更に増員させるべく、子どもセンターの利活用、小学校余裕教室の活用、第二の学童保育所の創設等、様々な選択肢の中から最も適切な方法を模索して実現を目指します。
新・放課後子ども総合プラン	健康福祉課 教育委員会事務局 (社会)	平日開催している、放課後子ども教室(和太鼓講座)に学童クラブと連携して参加するなど、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的または連携して実施していきます。
放課後の教室・体育館・グラウンドなどを利用した活動(学校施設の開放など)	教育委員会事務局 (総務)	幼稚園では、就学前児童とその保護者に対する園庭開放、小学校では、就学児童の活動を主とする校庭の開放の推進に取り組んでいます。放課後も学校敷地で生活する児童生徒の安全を重視しつつ、適切な規模の学校施設の開放の維持に取り組みます。
放課後子ども教室の充実 (学校・地域パートナーシップ事業)	教育委員会事務局 (社会)	子どもの居場所づくりとして、子ども合唱団・和太鼓・お琴・能楽教室の講座を開設し、教師や地域住民のボランティアを指導者として、活動を推進します。また、子どもフェスティバルを開催し、子どもの文化交流体験の場の充実に努めます。
子ども会活動への支援	教育委員会事務局 (社会)	子どもを地域で見守り育てていくことの重要性から児童間の交流や各種行事を推進する子ども会活動に対し、助成や支援を継続して行います。
高学年の子どもにも遊べる場を提供	教育委員会事務局 (社会)	子どもセンター(いぶき・すばる)を活用し、学校・子ども会との連携を密にして、高学年の子どもにも遊べる場所の提供を行います。
本に親しむ環境づくり	教育委員会事務局 (社会)	子どもが自発的に図書館を利用でき、読書に親しむ機会が増えるよう働きかけます。
スポーツ活動を通じた子どもの居場所づくり	教育委員会事務局 (社会) 子どもセンター	スポーツ少年団の活動の充実や年齢、校区を越えたスポーツ活動を通じた交流を促進し、子どもの心身の健全育成に努めます。
子どもセンターの充実	子どもセンター	いぶき・すばる両子どもセンターで事業を継続。引

		き続き子どもの安全確保に努めるとともに、より地域の身近な施設となるよう子どもセンター活動の充実に努めます。
--	--	---

### (3) 住民主導の地域活動の促進

●子育てに関する情報提供や子育てサークルなどの活動を支援し、住民主導の地域活動を促します。

#### 主な取組

施策	担当部署	取組内容
子育てに関する情報提供	子育て支援センター	「広報川西」やFacebook、アプリ、子育て関連フリーペーパーやホームページを活用し、子育てに関する情報や、地域のイベント情報、子育てサークル、ボランティア活動に関する情報を提供していきます。
子育てサークルやボランティア活動の支援	子育て支援センター 教育委員会事務局 (社会)	メンバーが、主体的に組織運営や事業の企画運営を担っていただけるよう、必要に応じてスキルアップ講座等の研修の場を設けるなど、子育てサークルやボランティア団体が主体的な住民活動を行えるよう、活動支援を充実します。
住民参加システムの確立	健康福祉課 教育委員会事務局 (社会)	住民参加のまちづくりに向けた現行の各種協議会への住民の参加を促進し、住民の地域活動に対する主体的な取組に向けた意識改革を図ります。
地域支援ボランティア	教育委員会事務局 (社会)	広報に定期的に募集記事を掲載し、人材バンク登録を行い活動の充実に努めます。

#### (4) 地域をつなぐネットワークの形成

- 要保護児童対策地域協議会や主任児童委員・民生児童委員など、地域に密着した関係機関などと情報共有を図ります。

#### 主な取組

施策	担当部署	取組内容
「要保護児童対策地域協議会」の運営	健康福祉課	「川西町要保護児童対策地域協議会」の構成機関である児童相談所や警察、教育関係、福祉関係団体などからなるネットワークにより、児童虐待の予防・防止、早期発見のための連携の強化を図るとともに、虐待防止に向けた啓発を進めます。
主任児童委員・民生児童委員との連携	健康福祉課 保健センター 子育て支援センター 長寿介護課 教育委員会事務局 (総務)	主任児童委員・民生児童委員との連携を密にし、地域における子育て相談・支援体制の充実を図ります。
子育てネットワークの一本化	健康福祉課 保健センター 子育て支援センター 教育委員会事務局 (総務)	川西町版ネウボラ事業として関係機関との連携に努めるとともに、年1回、庁内の子育てに関係する機関の職員が集まって情報共有を図っています。関係機関の業務等の理解を深めるとともに、職員個々のアセスメント能力の向上に努め、子育てに関わる関係機関が有する個々のネットワークの一本化に努めます。
教育相談窓口の充実	教育委員会事務局 (総務)	指導主事など、教員経験者による教育相談を実施するとともに、県立教育研究所などの相談機関との連携に努め、教育や子育て相談の対応の充実を図ります。
町内施設で情報共有できるネットワークを構築する	庁内の各課	子育てネットワークの円滑な運営に向けて、庁内各課における連携強化に努めます。

## 2. 教育環境の充実

### (1) 確かな学力の育成

- 幼保・小・中学校間の連携や教育内容の充実、指導者の資質向上などにより、確かな学力の育成に努めます。

#### 主な取組

施策	担当部署	取組内容
教育の連携・接続の充実	健康福祉課 教育委員会事務局 (総務)	特定教育・保育施設、小学校、中学校間で、情報共有や児童・教職員、地域、保護者の交流などの連携を深めることで、異なる教育環境同士の接続を円滑にしていきます。
基礎的学力の定着	教育委員会事務局 (総務)	基本的な知識や技能を定着させるために学習活動の工夫に努めるとともに、効果的な時間活用や放課後の学習などの支援を実施して、学びの習慣づけに取り組んでいきます。また図書に触れる機会を充実させることにより読書の習慣を育てます。
少人数学級編成の充実	教育委員会事務局 (総務)	少人数での学級編成を推進して、児童の個性や能力に合わせた教育の充実を図ります。
教育の情報化の推進	教育委員会事務局 (総務)	時代に即応した設備と協働型・双方向型の指導を充実させることで、教育のICT化を推進し、児童の情報活用能力を育成し、学力向上と情報モラルの向上に取り組んでいきます。
教職員研修の充実	教育委員会事務局 (総務)	その時々々の教育ニーズに応じた教職員研修を実施し、教職員の質の向上を図ります。
学校評価制度の推進	教育委員会事務局 (総務)	地域とともにある学校づくりを進めるために、実効性の高い学校評価の推進・継続に取り組みます。
幼児教育の充実	教育委員会事務局 (総務)	小学校就学前の3年間において、川西幼稚園で幼児教育を充実させ、幼児期の発達を支援します。



## (2) 豊かな人間性の育成

●様々な体験や世代間交流などをつうじて、豊かな人間性の育成に努めます。

### 主な取組

施策	担当部署	取組内容
次代の親の育成	教育委員会事務局 (総務)	義務教育の最終課程である中学校で、幼稚園児童との交流を充実させることで、幼児との接し方を学び、次代の親となる自覚の醸成に取り組みます。
性教育の充実	教育委員会事務局 (総務)	子どもの成長の発達段階に応じた性教育の充実に努めます。また、必要に応じて地域人材の活用や助産師を招くなど、児童生徒がよりわかりやすい授業の充実に努めます。
総合的な学習の時間の充実	教育委員会事務局 (総務)	本町にゆかりの深い伝統芸能である「能楽」の体験学習を通して、地域への愛着心を養うとともに、個性豊かな文化の創造に努める児童を育成します。
学校・地域パートナーシップ事業の推進	教育委員会事務局 (総務)	保護者や地域住民が学校運営に参画し、学校と協働して児童の課題解決に取り組めるよう「地域と共にある学校づくり」を推進するとともに、地域人材の教育活動への活用に取り組みます。
環境教育の充実	教育委員会事務局 (総務)	校舎設置の太陽光発電システムや、屋上緑化設備、ビオトープなどを活用して、環境の保全に貢献し、未来を拓く主体性のある人材の育成に取り組みます。
道徳教育の充実 (いじめ防止対策の推進)	教育委員会事務局 (総務)	道徳の時間に限らず全ての教育活動の中で、児童が、生命を大切に作る心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識などを養うよう努めます。また、いじめを早期に発見・未然に防止するため児童などへの定期的な調査などを行います。
キャリア教育の充実	教育委員会事務局 (総務) 教育委員会事務局 (社会)	望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けるとともに、自己理解や、進路を選択する態度を育てるために、職場体験学習などの充実を図ります。
世代間交流の充実	子どもセンター	老人クラブと連携を取り子どもセンター行事を充実させます。

### (3) たくましい心身の育成

●読書活動の推進やスポーツ活動の充実により、子どものたくましい心身の育成に努めます。

#### 主な取組

施策	担当部署	取組内容
進んで運動に取り組む力を育む	教育委員会事務局 (総務)	児童の発達に応じた遊びや運動の体験・経験を通じて、積極的に運動に取り組む意欲を養い、運動能力を育てます。
図書館活動の充実	教育委員会事務局 (社会)	読書を通じて広い世界を知り、自ら考え判断し、表現できることが一層望まれますので、さらに読書活動の推進に努めます。
スポーツ活動の充実	教育委員会事務局 (社会)	社会体育において、各教室やスポーツ少年団の育成を推進します。また、これらの各教室の系統性や特性を把握し、参加者が定期的に参加できるような体制を整備します。

### (4) 家庭・地域における教育力の向上

●家庭教育や教育講演会の実施などにより、家庭や地域における教育力の向上に取り組みます。

#### 主な取組

施策	担当部署	取組内容
学校と主任児童委員・民生児童委員との連携	健康福祉課 教育委員会事務局 (総務)	学校と主任児童委員・民生児童委員が連携を図り、子育てに関する相談や情報交換を行い、子どもの健全育成に努めます。
地域の人材を活かした活動	教育委員会事務局 (社会)	スポーツ推進委員が子ども連合会などでスポーツをつうじて交流を図ります。
家庭教育の支援	教育委員会事務局 (社会)	家庭における教育力の向上に向けて、連合PTAと共催し、家庭教育への支援を実施します。また、幼稚園・小学校との連携を強化し講演会を実施します。
教育講演会などの充実	教育委員会事務局 (社会)	就学前児童や学齢児への教育についての講演会などを充実させ、保護者や地域の教育力の向上を図ります。

### 3. 子どもの健やかな成長を見守りはぐくむ地域づくり

#### (1) 妊娠期からの切れ目のない支援

●妊娠期からの切れ目のない支援により母子保健の充実を図ります。

#### 主な取組

施策	担当部署	取組内容
母親教室・ママパパ教室	保健センター	妊娠期から母性・父性を育めるよう、また夫婦がともによきパートナーとして支え合い、協力し合いながら、これから迎える出産・育児などの意欲を高めることを目的に実施していきます。また、教室の普及啓発を行い、沐浴や調理など参加者にも体験してもらいながら交流も図れる教室を開催します。
乳幼児健康診査	保健センター	乳幼児を対象に、健康保持と疾病や障害の早期発見、早期対応を図るため、乳幼児の成長・発達に応じて、乳幼児健康診査を実施します。また、健康診査時に、成長・発達・栄養・子育てなどに関する相談を行います。乳幼児健康診査後の支援として、保育園でも発達相談を実施します（出張発達相談）。
歯科保健指導	保健センター	町内の保育所・幼稚園・こども園に出向いて歯みがき教室を行います。また、小学校において、歯科指導を実施します。また、保護者への普及啓発にも取り組みます。
マタニティマークの普及・啓発	保健センター	妊産婦が交通機関などを利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするためにマタニティマークの普及・啓発を進めます。引き続き、妊娠届時にステッカーを配布し、広報などで普及啓発に取り組みます。
妊産婦・新生児訪問 こんにちは赤ちゃん訪問	保健センター	全戸の妊婦訪問と赤ちゃん訪問により、育児不安の高い時期に相談を行い、育児環境の把握などに努めます。一般の子育て支援サービスを利用することが難しい家庭については養育支援訪問事業で対応します。
産後ケア事業	保健センター	出産後、育児支援が得られない方や母親の体調不良や育児不安のある方を対象に、助産院へ通所や宿泊にて支援を行います。
母子健康手帳の交付	保健センター	妊娠届時にシートを活用しながら所内でリスクアセスメントを行い、早期に支援が必要な妊婦を発見できるよう努めます。
妊婦一般健康診査	保健センター	妊娠中の疾病や異常の早期発見をはじめ妊婦の健康管理を目的とする健康診査において受診券を発行し、受診を促進します。

年齢別コース広場	子育て支援センター	同年齢の子どもとその親が集い、遊びながら子育て情報や育て方のノウハウを交換し合います。
----------	-----------	---

## (2) 食育の推進

- 親子ともども正しい食習慣を身につけていただけるように様々な場面で食育の推進に取り組みます。

### 主な取組

施策	担当部署	取組内容
離乳食教室	保健センター	正しい食習慣、生活習慣に気づく場として内容を充実させるとともに、試食などを行い、子どもの食べる様子（発達）に合わせた指導も行っていきます。
親子クッキング	保健センター	クッキングを通して子どもだけでなく、大人へも調理方法を学ぶ機会とし、正しい食生活を伝えていきます。
すくすくサロン	保健センター	1歳児、2歳児の親子を対象に、試食や実演を交えて親子で体験してもらいながら、食の正しい知識を普及していきます。
親子クッキング	保健センター	幼児（3～5歳児）、小学生の親子を対象に、子どもを主体とした調理実習を行います。クッキングを通して子どもだけでなく、大人へも調理方法を学ぶ機会とし、正しい食生活を伝えていきます。
家族への啓発	保健センター	スーパーや地域への巡回において、幅広い世代の方へ食生活を見直す機会として情報提供し、健康意識を高めていきます。
食育の推進	保健センター 教育委員会事務局 (総務)	幼稚園及び小・中学校で給食を実施し、幼児・児童生徒の心身の健全な発達をめざすとともに、食に関する正しい理解と判断力を養えるよう食育に努めます。また、保健センターにておやつのおやつ過剰摂取や選び方などについて、児童・保護者に正しい情報を伝えます。

### (3) 健康な体づくりの推進

- 幼少期からの適度な運動や各種スポーツの振興などにより、子どもの健やかな成長を育む環境づくりに努めます。

#### 主な取組

施策	担当部署	取組内容
わくわくりズム	子育て支援センター	0～3歳の子どもの身体の発達を促すとともに、親と子のふれあいを楽しむこと、親同士の交流が持てることを目的とします。
地域スポーツの充実	教育委員会事務局 (社会)	町では空手道教室・なぎなた教室を開催し、子どもの居場所づくりの主体者となって地域へ活動の場を広げるとともに、これら各講座の系統性や特性を把握し、健康な体づくりの推進に努めます。
スポーツ少年団活動の充実	教育委員会事務局 (社会)	町のスポーツ少年団における少年野球や少年サッカーなどの活動を充実させるとともに、指導者の育成に努めます。

### (4) 事故防止・医療体制などの充実

- 平常時や緊急時の医療体制を整備し、安心して子どもを生き育てられるまちづくりを推進します。

#### 主な取組

施策	担当部署	取組内容
病気の予防	保健センター	母子保健事業などにおいて、子どもの病気を予防し、悪化を防ぎ、子どもが健康的な生活を送るための知識を保護者や家族に啓発します。
予防接種の実施	保健センター	乳幼児健診などにおいて、接種状況を確認し、接種の必要性や接種時期などを指導していきます。
休日応急診療	保健センター	赤ちゃん訪問時などに情報提供を行います。磯城郡医師会が当番制で実施している磯城休日応急診療所の充実と休日医療などに関する情報提供に努めます。
小児救急医療体制の確立について	保健センター	引き続き樞原市休日夜間応急診療所にて実施していきます。

小児救急医療電話相談の紹介	保健センター	赤ちゃん訪問時などに情報提供を行います。土・日、祝日の夜間の急病などに対応する県の小児救急医療電話相談について、紹介します。
保育所などにおける安全管理	健康福祉課	子どもの事故を予防するために、保育所などの施設における安全管理について指導します。学童保育所の設備維持・補修については、業務委託先と協議しながら、必要に応じて対応します。
災害共済給付制度への加入促進	教育委員会事務局 (総務)	(独)日本スポーツ振興センター法による災害共済給付制度を周知するとともに、低所得世帯への掛金一部負担など、加入促進に努めます。

## 4. 子育て環境の整備

### (1) 安全な交通環境の整備

- 子どもや子育て家庭が日常利用する歩道・通学路や生活道路について、安心・安全の面から整備を進めます。

#### 主な取組

施策	担当部署	取組内容
交通安全の意識啓発	総務課	春・秋の交通安全週間を利用し、警察などの関係団体と連携しながら交通安全などの意識の高揚に努めます。
各種交通安全教室の充実	総務課 教育委員会事務局 (総務)	各種交通安全教室や交通安全のイベントの充実を図り、幼保児・小中学生を中心に啓発を実施します。
川西こすもす号増便	総合政策課	中学生以下は運賃無料としており、今後も運行状況を注視しながら、料金形態の継続を行います。
歩道のバリアフリー化などの推進	事業課	すべての人に配慮した歩道のバリアフリー化及び歩道の新設時にフラット化・カラー舗装、透水性などを考慮した歩道の整備の推進について、必要に応じ調査、整備を実施します。
通学路の整備の推進	事業課 教育委員会事務局 (総務)	P T Aで通学路の危険箇所の確認した箇所を、教育委員会及び天理警察など関係部署とともに重点的に点検・調査し、必要に応じて整備を進めていきます。また、危険箇所マップの作成や通学路の安全点検を実施し、危険箇所の把握と解消に努めていきます。

### (2) 安心なまちづくりの推進

- 防災や防犯の観点から緊急時・災害時における体制整備と見守りによる防犯活動の取組を進めます。

#### 主な取組

施策	担当部署	取組内容
防災計画の見直し	総務課	乳幼児や高齢者、障害のある人などの避難への支援のため必要に応じて防災計画を見直し、災害時に備

		えます。
安心・安全情報の配信	教育委員会事務局 (総務)	地域の安心安全情報について、携帯電話などへのメール配信システムを活用した提供を推進します。また幼稚園・小・中学校情報についても同様に提供を継続・推進します。
「子ども 110 番の家」ボランティア活動への支援	教育委員会事務局 (社会)	地域で子どもを守る社会の形成に向けて、「子ども 110 番の家」の設置場所の充実に努めるとともに、住民への周知と浸透に向けた広報・啓発を充実させます。
見守り隊などへの支援	教育委員会事務局 (社会)	地域で子どもを守る見守り隊への支援を、継続して実施します。20 自治会のうち 19 自治会が加入しており、未加入自治会への呼びかけを行い、すべての自治会で運営できるように努めます。
巡回啓発の実施	教育委員会事務局 (社会)	青色パトロールの実施や、長期休み期間に教育委員会事務局と少年補導員、指導員で夜間巡視を実施していきます。

### (3) 良質な生活環境の確保

- 子どもが日常利用する公園の整備や、子育て家庭への住まいの提供などにより、子どもや子育て家庭にとって住みやすい生活環境を築きます。

#### 主な取組

施策	担当部署	取組内容
個性ある公園づくりの推進	事業課	町内各地の公園については、人口動態及び年齢分布を検証しながら地域の実情に適した公園整備を検討するとともに、継続した公園遊具の安全確保を行います。
多子世帯などへの優先入居について	事業課	川西町町営住宅条例に基づき入居を決定しており、多子世帯に対する優先入居について実施していません。今後は利用者のニーズを踏まえて検討していきます。



## 5. 子育てを支える施策の充実

### (1) 子育てに対する経済的支援

●子育て家庭への様々な経済的負担の軽減を図ります。

#### 主な取組

施策	担当部署	取組内容
児童手当の支給	住民保険課	中学生までを対象とした児童を持つ家庭に児童手当を支給します。
保育所保育料の負担軽減	健康福祉課	保育所利用料について、国が定めた基準額（徴収金）の一部を町が負担することにより、保護者の保育所利用にかかる負担を軽減します。
子ども医療費助成	住民保険課	川西町に住所を有する、乳幼児（0歳以上～6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）の通院と入院にかかる医療費の一部を助成するとともに、小児（小学生・中学生）の入院に係る医療費の一部を助成することで、子ども（乳幼児及び小児）の健康の保持及び福祉の増進を図ります。 ※生活保護受給者及び医療保険未加入者を除きます。 ※認定申請が必要です（1年度ごと）。
福祉医療費資金貸付	住民保険課	福祉医療費助成条例などの規定に基づき医療費の助成を受けることができる者のうち、奈良県内の保険医療機関又は保険薬局に対して支払わなければならない医療費の一部負担金の支払いが困難なものに対し、一部負担金の支払いに充てる資金を貸し付けることにより、その生活の安定と自立を促します。 ※認定申請要。認定後、実際に貸付を受けたい場合は、貸付申請が必要です。 ※認定申請判断には所得制限があります。 ※貸付申請は診療月の翌月7日まで、貸付日は診療月の翌月20日までとなっています。 ※貸付審査時に、医療費の一部負担金が1万円以上であり、貸付限度額は30万円の制限があります。
就学援助	教育委員会事務局（総務）	経済的に困窮する世帯の児童が小・中学校に就学できるよう、一定の基準により経済的援護を行います。

## (2) ひとり親家庭などへの支援

●ひとり親世帯に対して、経済的負担の軽減・就労相談などの支援を行います。

### 主な取組

施策	担当部署	取組内容
児童扶養手当の支給	住民保険課	ひとり親家庭などの生活の安定と自立の促進を図るため、「児童扶養手当法」に基づく手当を支給します。
就労相談支援	健康福祉課	ハローワークや中央こども家庭相談センター、母子家庭等就業・自立支援センター（奈良県母子・スマイルセンター）などの関係機関と連携し、就労に関する相談支援や情報の提供に努めます。
ひとり親家庭医療費助成	住民保険課	<p>川西町に住所を有する母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める①配偶者のない男子又は女子で児童（0歳以上～18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を扶養している者や、②その者に扶養されている児童、若しくは③父母のない児童や、④その父母のない児童を養育している配偶者のない男子又は女子若しくは婚姻をしたことのない男子又は女子、の通院と入院にかかる医療費の一部を助成することで、ひとり親家庭の親子などの健康の保持増進を図るとともに、生活の安定と福祉の向上に寄与します。</p> <p>※「生活保護法」及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の適用を受けて医療が行われる者と医療保険未加入者は除きます。</p> <p>※認定申請が必要です（1年度ごと）。</p> <p>※認定事由発生日ではなく申請日からの資格取得となります。</p>

### (3) 障害のある子どものいる家庭への支援

●障害のある子どものいる家庭に対して、経済的支援などを行います。

#### 主な取組

施策	担当部署	取組内容
特別児童扶養手当の支給	住民保険課	精神や身体に中程度以上の障害のある20歳未満の児童を監護する父や母、または児童と同居し監護する養育者に特別児童扶養手当を支給します。
障害児童福祉手当の支給	健康福祉課	施設入所や公的年金などを受給していない20歳未満の方で、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時介護を要する在宅の障害のある子どもに障害児福祉手当を支給します。(実施機関は県ですが、二次的な窓口として)障害手帳取得時に冊子「障害福祉のあんない」を見ながら制度説明を行い勧奨しています。
心身障害者医療費助成	住民保険課	川西町に住所を有するとみなされる、後期高齢者医療制度に加入していない1歳以上～75歳未満の方で、身体障害者手帳の1級・2級、又は、奈良県の療育手帳A1・A2の交付を受けている人に対し、医療費の一部を助成することで、その方の健康の保持及び福祉の増進を図ります。 ※「生活保護法」及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の適用を受けて医療が行われる者と医療保険未加入者は除く。 ※認定申請要(1年度ごとに更新申請要)。
精神障害者医療費助成事業(一般)	健康福祉課	川西町に住所を有するとみなされる、後期高齢者医療制度に加入していない75歳未満の方で、精神障害者保健福祉手帳1級・2級の交付を受けている人に対し、医療費の一部を助成することで、その方の健康の保持及び福祉の増進を図ります。 ※生活保護受給者及び医療保険未加入者は除く。 ※認定申請要(1年度ごとに更新申請要、また、精神障害者保健福祉手帳の有効期限ごとに更新申請要)。
特別支援教育就学奨励費	教育委員会事務局(総務)	特別支援学級入級児童が小・中学校で就学できるよう、一定の基準により経済的援護を行います。

#### (4) 要支援児童への対応の充実

- 要支援児童に対して、一時保護や各種相談、教育・保育施設への適切な受け入れ体制など、あらゆる面からサポートを行います。

#### 主な取組

施策	担当部署	取組内容
児童相談・援助事業	健康福祉課	町職員のレベルアップ及び川西町要保護児童対策地域協議会との連携を図りながら、虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童などへの適切な保護又は支援を図ります。
児童虐待防止対策の充実	健康福祉課 保健センター 教育委員会事務局 (総務)	児童の入所・通所施設や所属教育機関の職員などによる観察及び交流を通して、児童虐待の把握に努めるとともに、児童からの訴えによる聞き取り及び家庭への助言に努めます。
思春期保健対策の充実	教育委員会事務局 (総務)	スクールカウンセラーと臨床心理士の配置・派遣を促進する。子育て支援ネットワークの一本化により就学前から中学校卒業までを見据えた児童生徒への相談・指導及び保護者への啓発を促進するために、研修を実施します。
特別支援教育の充実	教育委員会事務局 (総務)	特別支援教育コーディネータを中心として個別の教育支援計画を策定するとともに、特別支援学級を奈良県基準により少人数で編成することで、個々の困難さの改善や克服に努めます。また、特別支援教育支援員を配置し、集団生活への参加の支援に取り組みます。
発達障害を抱えた子どもたちへの支援	教育委員会事務局 (総務)	発達障害者支援法の趣旨に則り、発達障害を抱える児童が、就学に際し適切な教育的支援を受けられるよう、個別の教育支援計画の策定など指導の充実に取り組みます。
不登校対策の充実	教育委員会事務局 (総務) 教育委員会事務局 (社会)	フリースペースの開設や各学校で保健室開放や別室登校などの支援を行うとともに、不登校対策の支援員・相談員の配置の促進・継続により、相談環境を整備します。あわせて、県教育委員会と連携し保護者相談会などを開催します。

## (5) 子育てと仕事の両立に向けた支援

- ワーク・ライフ・バランスの観点から、子育てと仕事の両立に向けた様々な支援を行います。

### 主な取組

施策	担当部署	取組内容
育児への父親の参加促進	保健センター	ママパパ教室、親子クッキングなどを実施します。父親の家事や育児への参加を促進するため、広報などを通じて啓発を行います。また、ママパパ教室などの事業についても父親が参加しやすいよう、事業の周知について検討し、参加率の向上に努めます。
育児休業などに関する情報提供及び取得促進に向けた取組の推進	健康福祉課	広報や様々な機会を利用し、育児休業や介護休業に関する情報の提供に努めます。また、育児休業などを取得しやすい環境づくりに向けた働きかけを行います。

## ●量の見込みと確保方策を設定について

子ども・子育て支援法において、各年度における教育・保育の量の見込みと地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容について、計画に記載する必要があると定められています。

量の見込みについては、ニーズ調査で得られた各種データを利用し、国が示す「量の見込みの算出等のための手引き」に沿って算出しましたが、一部の量の見込みはこれまでの実績や今後の人口推計を勘案して見込みの調整を行いました。その結果をもとに確保方策を検討・調整して、各事業の量の見込みと確保方策を設定しました。

## 1. 教育・保育及び子育て支援サービスの提供区域

川西町においては、町の地理的条件や人口、その他社会的条件、施設の整備状況などを総合的に勘案した結果、町全体で1区域と定めて確保方策を進めます。

## 2. 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

就学前児童への教育・保育事業については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分に認定してサービスを提供します。

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設（確保方策）
1号	3～5歳	保育の必要性に該当しない	幼稚園・認定こども園
2号	3～5歳	保育の必要性に該当	保育所・認定こども園
3号	0～2歳		保育所・認定こども園・地域型保育事業※

※「地域型保育事業」とは

定員が概ね19人以下の小規模な施設で、対象年齢は0～2歳児です。家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つの事業区分があります。

川西町では現在のところ未実施となっています。

(ア) 1号認定（3～5歳／幼稚園・認定こども園を利用）

現在、町内には幼稚園が1か所（公立1）、認定こども園が1か所（私立1）あります。引き続き、子育て家庭の多様なニーズに応えられるよう量と質の確保に取り組みます。

（単位：人）

1号認定（3～5歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数 （推計値）	103	99	88	90	89
確保方策	135	135	135	135	135
（参考）第1期計画中的 実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	102	87	108	108	116

※実績値は各年4月1日時点の数値です。

(イ) 2号認定（3～5歳／保育所・認定こども園を利用）

現在、町内には保育所は1か所（私立1）、認定こども園は1か所（私立1）あります。子どもの人口は減少傾向にありますが、共働き世帯の増加や教育・保育の無償化による保育ニーズの高まりを受け止めるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。

（単位：人）

2号認定（3～5歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数 （推計値）	92	87	78	79	78
確保方策	110	110	110	110	110
（参考）第1期計画中的 実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	91	94	90	93	95

※実績値は各年4月1日時点の数値です。

(ウ) 3号認定（0～2歳／保育所・認定子ども園・地域型保育事業を利用）

国の定めにより、0歳と1～2歳の区分で量の見込みと確保方策を検討しています。2号認定同様、保育ニーズの高まりを受け止めるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。

(単位：人)

3号認定（0歳）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数 (推計値)		20	20	20	19	18
確保方策	保育所 認定子ども園	19	19	19	19	19
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
(参考) 第1期計画中的 実績値		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
		8	12	18	21	21

※実績値は各年4月1日時点の数値です。(令和元年度は見込み値)

(単位：人)

3号認定（1～2歳）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数 (推計値)		50	49	53	52	51
確保方策	保育所 認定子ども園	66	66	66	66	66
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
(参考) 第1期計画中的 実績値		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
		45	39	57	57	59

※実績値は各年4月1日時点の数値です。(令和元年度は見込み値)



### 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じて計画に記載し実施する事業であり、次の13事業が定められています。

	対象事業
地域子ども・子育て支援事業	(1) 利用者支援事業
	(2) 地域子育て支援拠点事業
	(3) 妊婦健康診査
	(4) 乳児家庭全戸訪問事業
	(5) 養育支援訪問事業
	(6) 子育て短期支援事業
	(7) ファミリー・サポート・センター事業
	(8) 一時預かり事業
	(9) 延長保育事業
	(10) 病児・病後児保育事業
	(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
	(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

## (1) 利用者支援事業

子どもやその保護者、または妊娠している者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整など行う事業です。

川西町では、平成28年9月より、川西町版ネウボラ（子育て世代包括支援センター）を子育て支援センター及び保健センターに開設し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援とワンストップの窓口体制を整えています。

引き続き、当該事業の利用促進と活動内容の充実を図っていきます。

(単位：か所)

基本型・特定型	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	1	1	1	1	1
(参考) 第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	0	1	1	1	1

(単位：か所)

母子保健型	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	1	1	1	1	1
(参考) 第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	0	0	1	1	1

## (2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。国が定める開設日数などの実施形態を満たす必要があります。

川西町では、子育て支援センター「ひだまり」で実施しており、今後も当該事業の適切な運営に努めます。

(単位：人回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4,903	4,838	4,968	4,903	4,817
確保方策	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
(参考) 第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	4,920	6,088	5,319	5,138	5,000

※実績値は各年度末の数値です。(令和元年度は見込み値)

### (3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

今後も母子健康手帳の交付時に受診券（14回分）を配布して助成を継続し、健康診査の受診を啓発・推奨していきます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	対象人数（人）	70	70	70	70	65
	健診回数（回）	600	600	600	600	550
（参考） 第1期計画 中の実績値		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	対象人数（人）	64	52	77	85	70
	健診回数（回）	686	600	613	524	600

※実績値は各年度末の数値です。（令和元年度は見込み値）

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる世帯すべての家庭に保健師などが訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。すべての家庭を訪問することを目標として、事業を継続していきます。

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		51	50	49	48	46
（参考）第1期計画 中の実績値		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
		56	50	50	40	50

※実績値は各年度末の数値です。（令和元年度は見込み値）

## (5) 養育支援訪問事業

児童への虐待や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要な家庭を保健師などが訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、家庭での適切な養育を確保する事業です。

すべての子どもの健やかな育ちが約束されるよう、今後も当該事業の適切な運営に努めます。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1
(参考) 第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	0	1	3	0	1

※実績値は各年度末の数値です。(令和元年度は見込み値)

## (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

ショートステイとは、病気や看護、冠婚葬祭等、育児疲れなどで一時的に子どもの養育が困難となった場合、児童福祉施設（幼児院等）で子どもを預かる事業です。

また、トワイライトステイとは、保護者が仕事などにより平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において子どもを養育することが困難となった場合、その児童を児童養護施設などにおいて保護し、生活指導、夕食、入浴の世話などを行う事業です。

当該事業を必要とされる方に対して提供できるよう、広域連携により確保に努めます。

(単位：人日)

ショートステイ	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0
(参考) 第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	0	0	52	0	0

※実績値は各年度末の数値です。(令和元年度は見込み値)

(単位：人日)

トワイライトステイ	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0
(参考) 第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	0	0	0	0	0

※実績値は各年度末の数値です。(令和元年度は見込み値)

## (7) ファミリー・サポート・センター事業 ※就学児対象

育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、助け合う組織です。お互いに助けたり助けられたりしながら子育てを支援するための会員間の橋渡しを、ファミリー・サポート・センターが担います。

ここでは国の定めにより、就学児を対象とした量の見込みと確保方策を検討しています。第1期計画期間中は当町では事業を実施しておりませんが、必要に応じて実施を検討します。

(単位：人日)

低学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0
(参考) 第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	0	0	0	0	0

※実績値は各年度末の数値です。(令和元年度は見込み値)

(単位：人日)

高学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0
(参考) 第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	0	0	0	0	0

※実績値は各年度末の数値です。(令和元年度は見込み値)

## (8) 一時預かり事業

国の定めにより、①幼稚園における在園児を対象とした預かり保育と、②幼稚園における預かり保育以外の一時預かりの区分で、量の見込みと確保方策を検討しています。

子育て家庭の一時預かりのニーズに応えられるよう、引き続き、当該事業の適切な運営に努めます。

### ①幼稚園における在園児を対象とした預かり保育

幼稚園において通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、不定期に利用する場合の事業です。

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,051	2,910	2,597	2,644	2,613
確保方策	5,200	5,000	4,700	4,700	4,700
(参考) 第1期計画 中の実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	1,083	1,180	1,903	2,252	3,400

※実績値は各年度末の数値です。(令和元年度は見込み値)

### ②幼稚園における預かり保育以外の一時預かり

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的な預かりや保育などを行う事業です。

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	907	879	860	856	839
確保方策	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
(参考) 第1期計画 中の実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	0	0	904	998	1,000

※実績値は各年度末の数値です。(令和元年度は見込み値)

## (9) 延長保育事業

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所・認定こども園などで保育を実施する事業です。

共働き家庭・ひとり親家庭などの保育ニーズに応えられるよう、引き続き、当該事業の適切な運営に努めます。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	52	50	48	48	47
確保方策	95	95	95	95	95
(参考) 第1期計画 中の実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	27	22	52	89	90

※実績値は各年度末の数値です。(令和元年度は見込み値)

## (10) 病児・病後児保育事業

子どもが発熱等の急な病気となったときや、その回復期に、専用スペースで保育を行う事業です。

川西町では、川西こども園が在籍園児向けに病児保育（体調不良児対応型）を行っています。また、病気の回復期になる児童は田原本町の阪手保育園を利用できますが、一定の条件と事前の登録が必要です。

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	188	181	174	174	171
確保方策	200	200	200	200	200
(参考) 第1期計画 中の実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	0	8	99	137	0

※実績値は各年度末の数値です。(令和元年度は見込み値)

## (11) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

保護者が仕事で昼間に自宅にいないなど、放課後に子どもだけで過ごす状況にある小学生を預かり、生活の場や適切な遊びの場を提供するサービスです。

今後も共働き世帯やひとり親家庭の保育ニーズの高まりを受け止め、子どもが放課後を安心・安全に過ごし多様な体験や活動ができるよう、当該事業の量と質の確保及び内容の充実に努めていきます。

(単位：人)

低学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	93	96	98	92	88
確保方策	97	97	97	97	97
(参考) 第1期計画 中の実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	64	62	74	83	100

※実績値は各年4月1日時点の数値です。

(単位：人)

高学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	25	24	22	23	24
確保方策	25	25	25	25	25
(参考) 第1期計画 中の実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	6	12	27	37	17

※実績値は各年4月1日時点の数値です。



## **(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業**

低所得で生計が困難な家庭の子どもに対し、幼稚園や保育所、認定こども園などにおいて保護者が実費で支払う日用品や文房具、副食材料費などの費用の一部を補助する事業です。

川西町では、現在のところ計画期間中に実施の予定はありませんが、必要に応じて実施を検討します。

## **(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業**

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量を拡大するため、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園において特別な支援が必要な子どもの受入体制構築の支援を行う事業です。

川西町では、現在のところ計画期間中に実施の予定はありませんが、必要に応じて実施を検討します。

## 1. 子ども・子育て会議の開催

子ども・子育て支援に係る全般的な協議及び情報共有と、計画の進捗状況の確認・評価・見直しなどのために、定期的に子ども・子育て会議を開催します。

## 2. 庁内体制の整備

健康福祉課を中心に、子育て支援に関わる関係部局が連携・協力できるように、庁内横断的な体制を構築し、様々な子育て支援に積極的に取り組みます。

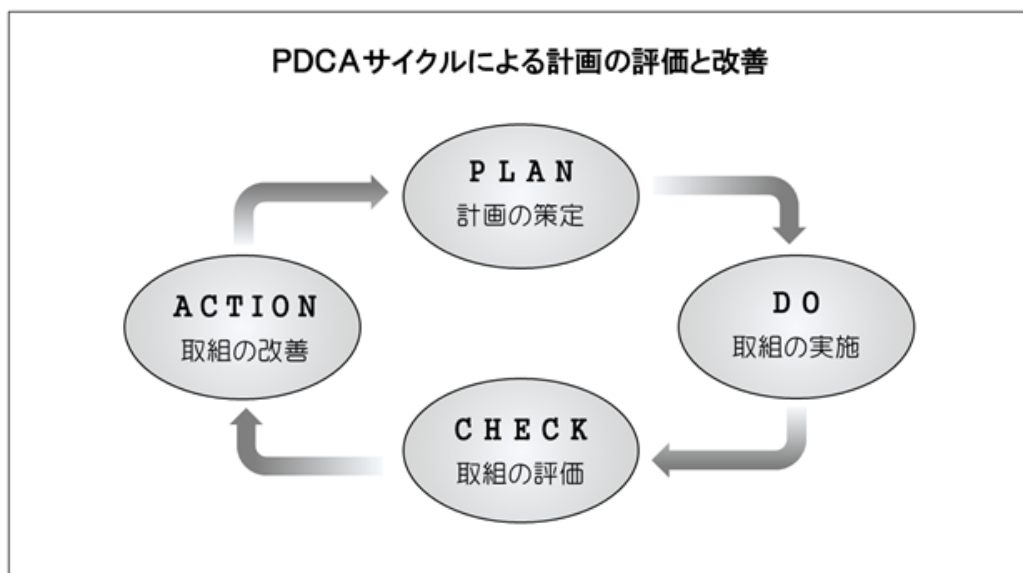
## 3. 地域における取り組みや活動の連携

保健・医療・福祉・教育・労働などの関係機関・団体による地域活動を核としつつ、子育てサークルやボランティア団体などの子育て団体の育成を図りながら、地域での子育て支援を進めます。

また、地域全体で主体的に子育て支援に取り組むために、住民が子育て支援に関わる共通認識を持てるよう、計画の理念や内容についての広報・啓発に努めます。

## 4. PDCAサイクルによる検証

PDCAサイクルにより、数値目標や評価指標を関係各課で定期的に検証します。また、各種事業や施策の進捗状況、事後の達成度・取組状況を評価することで、事業や施策の更なる展開や見直しにつなげるものとします。



## 1. 川西町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、川西町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員13人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
  - (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
  - (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
  - (4) その他町長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 2. 川西町子ども・子育て会議 委員名簿

### (1) 川西町子ども・子育て会議委員

敬称略

	区分	所属及び役職など	氏名
1	子どもの保護者	成和保育園保護者代表	川田 知見
2	子どもの保護者	川西こども園保護者代表	増井 亜紀
3	子どもの保護者	川西幼稚園保護者代表	笹岡 美保
4	子どもの保護者	川西小学校保護者代表	田原 睦
5	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	成和保育園長	川端 正視
6	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	川西こども園長	幸田 欣也
7	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	川西幼稚園長	福田 奈美
8	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	川西小学校長	大塚 博守
9	子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	社会福祉法人飛鳥学院 児童家庭支援センターあすか	宮崎 博文
10	子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	川西町主任児童委員	岡田 幸余
11	その他町長が必要と認める者	川西町副町長	森田 政美
12	その他町長が必要と認める者	川西町教育委員会事務局長	奥 隆至
13	その他町長が必要と認める者	川西町健康福祉課長	吉岡 秀樹

### (2) 川西町子ども・子育て会議条例第7条に基づく出席者

川西町子ども・子育て会議条例第7条に基づく出席者	川西町教育委員会事務局 事務局長補佐	高場 慎太郎
川西町子ども・子育て会議条例第7条に基づく出席者	川西町保健センター所長	野村 佳代
川西町子ども・子育て会議条例第7条に基づく出席者	川西町子育て支援センター所長	本井 友美子

### (3) 川西町子ども・子育て会議事務局

子ども・子育て会議事務局	健康福祉課主事	東 啓太
--------------	---------	------

(期間：令和元年10月11日から令和3年10月10日)

### 3. 計画策定の経緯

年度	月日	内容
平成 30 年度	1 月 31 日	平成 30 年度 子ども・子育て会議 ・ 現行計画の進捗状況報告 ・ 第 2 期計画の策定について
令和元年度	10 月 11 日	令和元年度 第 1 回子ども・子育て会議 ・ 子育て支援に関するニーズ調査結果報告 ・ 現行計画の計画期間中の達成状況報告
	12 月 16 日	令和元年度 第 2 回子ども・子育て会議 ・ ニーズ量の推計と目標量の設定 ・ 計画骨子素案の検討
	●月●日～ ●月●日	パブリックコメントの実施
	●月●日	令和元年度 第 3 回子ども・子育て会議 ・ パブリックコメントの結果 ・ 計画最終案の検討

第2期川西町子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)

令和2年3月

企画・編集 川西町 健康福祉課